

令和 8 年 6 月 1 1 日

令和 8 年 第 2 回 和 束 町 議 会 定 例 会

(第 1 号)

和 東 町 議 会

令和 8 年 第 2 回 和 東 町 議 会 定 例 会

会 議 録 （ 第 1 号 ）

招 集 年 月 日 令 和 8 年 6 月 1 1 日 （ 木 ）

招 集 の 場 所 和 東 町 議 会 議 場

開 閉 議 日 時 開 議 午 前 9 時 3 0 分

 閉 議 午 後 5 時 1 5 分

出 席 議 員 （ 9 名 ）

2 番	宗	健	司	3 番	山	本	達	也
4 番	高	山	豊	彦	5 番	村	山	一
6 番	井	上	武	津	男	7 番	岡	本
8 番	吉	田	哲	也	9 番	小	西	啓
1 0 番	畑	武	志					

欠 席 議 員 （ 1 名 ）

1 番 岡 田 勇

職 務 の た め 議 場 に 出 席 し た 者 の 氏 名

事 務 局 長 長 谷 川 真 理

書 記 横 田 武 大

地方自治法第 1 2 1 条の規定により、説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	馬 場 正 実
理 事 兼 総 務 課 長	原 田 敏 明
理事兼税住民課長 兼診療所事務長	北 広 光
理事兼環境衛生課長	井 上 博 丞
会計管理者兼会計課長	松 井 幸 則
まちづくり応援課長	中 尾 政 弘
まちづくり応援課 地方創生担当課長	奥 野 雄 也
人 権 啓 発 課 長	竹 谷 徹 也
保 健 福 祉 課 長	但 馬 宗 博
建 設 農 政 課 長	今 西 靖
わづかこども園長	富 岡 初 代

議 事 日 程	別 紙 の と お り
会 議 に 付 し た 事 件	別紙議事日程のとおり
会 議 の 経 過	別 紙 の と お り
会 議 録 署 名 議 員	3 番 山 本 達 也
	4 番 高 山 豊 彦

議事日程（第 1 号）

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 閉会中の委員会調査及び一部事務組合議会の報告

日程第 5 一般質問

日程第 6 承認第 2 号 専決処分の承認を求めることについて

令和 7 年度和束町一般会計補正予算（第 7 号専決）

承認第 3 号 専決処分の承認を求めることについて

令和 7 年度和束町国民健康保険特別会計補正予算（第 5 号専決）

承認第 4 号 専決処分の承認を求めることについて

令和 7 年度和束町介護保険特別会計補正予算（第 5 号専決）

日程第 7 承認第 5 号 専決処分の承認を求めることについて

令和 8 年度和束町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号専決）

日程第 8 承認第 6 号 専決処分の承認を求めることについて

和束町税条例の一部を改正する条例

日程第 9 承認第 7 号 専決処分の承認を求めることについて

和束町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

日程第 10 同意第 1 号 消防委員会委員の委嘱について

日程第 11 発委第 1 号 経済と暮らしの安定を求める意見書

- 報告第 4 号 令和 7 年度和束町一般会計繰越明許費繰越計算書に関する報告書
- 報告第 5 号 令和 7 年度和束町特定環境保全公共下水道事業会計予算繰越計算書に関する報告書
- 報告第 6 号 令和 7 年度城南土地開発公社決算に関する報告書
- 報告第 7 号 令和 8 年度城南土地開発公社事業計画に関する報告書
- 報告第 8 号 令和 7 年度一般財団法人和束町活性化センター決算に関する報告書
- 報告第 9 号 令和 8 年度一般財団法人和束町活性化センター事業計画に関する報告書

午前 9 時 3 0 分開会

○議長（畑 武志君）

皆さん、おはようございます。本日は、ご苦労さまです。

ただいまから、令和 8 年和束町議会第 2 回定例会を開会いたします。

クールビズの期間に入っておりますので、上着、ネクタイの着脱は自由といたします。

町長、挨拶。

○町長（馬場正実君）

おはようございます。

令和 8 年度和束町議会第 2 回定例会を招集させていただきましたところ、議員各位におかれましては、公私ご多忙の折りにもかかわりませずご参集賜りましたことをまずもってお礼申し上げます。

開会に当たり一言ご挨拶申し上げます。

今年は 6 月に台風が襲来し、海水温も高く、スーパーエルニーニョ現象、酷暑予報など、自然環境は劣悪な状況に合わせ、イラン、イスラエルを中心とした中東地帯での紛争、円安、物価高騰など、私たち庶民を取り巻く環境は、一時目を離すと社会情勢は大きく変化し、築き上げてきた実績は形なく崩れてしまう状態であることは不安視するところです。

さて、和束町におきましては、5 月末出納閉鎖期間をもって令和 7 年度決算を終わることができました。令和 7 年度決算速報値は、一般会計歳入 4 2 億 5, 7 7 0 万円余、一般会計歳出 4 1 億 7, 5 6 0 万円余となり、4 特別会計歳入総額 1 4 億 2, 8 6 0 万円余、歳出総額 1 4 億 5 9 0 万円余となり、令和 8 年度に繰り越すべき 3, 3 8 0 万円余を差し引いて 7, 0 9 0 万円余の黒字決算となりましたことをまずもって報告申し上げます。

今期定例会には、承認案件 7 件、議案 7 件、報告 6 件、同意 2 件を上程させていた

できます。どの案件につきましても慎重審議いただき、全てにおきましてご承認賜りますようお願い申し上げ、令和８年和東町議会第２回定例会開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

今期定例会お世話になりますが、よろしくお願い申し上げます。

○議長（畑 武志君）

本日の会議を開きます。

岡田 勇議員から欠席の届けが出ています。

日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１２５条の規定により、３番、山本達也議員、４番、高山豊彦議員を指名いたします。

以上の両議員に差し支えのある場合には、次の議席の議員をお願いをいたします。

日程第２、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から６月２４日までの１４日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、今期定例会の会期は、本日から６月２４日までの１４日間と決定いたしました。

日程第３、諸般の報告を行います。

町長。

○町長（馬場正実君）

それでは、議長のお許しをいただきましたので、私のほうから諸般の報告をさせていただきます。

令和８年和東町議会第１回定例会以降、和東町の動き等について、諸般の報告をさせていただきます。

最初に令和８年茶況についてですが、１茶期もほぼ終盤を迎え、本年におきましても買い手市場の影響を受けてか、取引額は高価格帯を推移し、一昨年、昨年に続き、ＪＡ茶市場における取引額は高値となったものの、煎茶の生産量は平成３１年生産量のほぼ３分の１に落ち込み、茶生産の９０％強がてん茶生産にシフトした格好となりました。

このような状況下の中、茶農家さんからは「てん茶加工の委託工場がなく、何とかならないのか」という声、茶問屋さんからは、「茶期後半に刈り遅れが目立つようになり、製品自体のクオリティーが下がってきた」という声が聞こえてきたところです。

円安、インバウンドなど海外向け需要は多いものの、ブランド産地としての足下を揺るがしかねない状況が見え隠れしてきたことなどは危惧をするところです。

次に、福祉医療関係ですが、保健福祉課介護保険負担限度額認定誤りについて令和８年２月１８日に発覚し、３月議会の諸般の報告で報告させていただきました介護保険負担金限度額認定事務誤りですが、過小認定していました利用者の親族の方々への謝罪と判定誤りに至りました経緯をご説明させていただき、ご親族からのご理解をいただき、また、関係福祉施設前へも同様の説明をさせていただき、対象となりました施設から利用差額をお納めいただくことができ、令和７年度出納閉鎖期間内に完了しました。これにより、介護保険特別会計より、保険料等から過大に持ち出す形となっていた特定入所者介護サービス費負担金補助及び交付金について、対象の施設より過誤申し立てがなされ、相殺請求という形で返還されますことが決定し、事務誤りについては是正されましたので、報告いたします。

最終金額は２３８万７,８６７円で、対象人数は１９人、対象施設は７施設でした。

なお、再発防止策として、担当部局のチェック体制の徹底、事務部局は利用者の方の年金、預貯金、システムの情報との整合性の確認を徹底し、ダブルチェック以上のチェック手順で事務を進めることを指示、再発防止に努めてまいりたいと考えております。

改めまして、この事務ミスによりご迷惑をおかけしました関係者の皆様、併せて、住民の皆さんからの信用失墜につきましては、衷心よりお詫び申し上げます。

次に、医療関係では、住民の皆様にご心労をおかけしておりました和東診療所医師を中心とした医療体制についてですが、本年４月に京都府立医科大学から京都府立医科大学、山田特任教授を和東診療所所長に迎え、新たにスタートを切ることができ、診療内容につきましても新たに月２回の整形外科専門医の診療時間を設けるなど、診察内容の充実を図る体制が取れました。

また、住民健診などの充実を目的に、国保山城病院、山城南医療圏病院、相楽医師会などとの協議の結果、一例を挙げますと、本年度から乳児健診につきましては小児科専門医による診察が行えるようになりました。

併せて、本年４月に、京都府社会福祉事業団と医療福祉に係る包括協定を締結させていただき、予て議員各位からご指摘を受けていました専門分野における理学療法士、作業療法士派遣などへの取り組みに着手し、保健事業の充実を図っていききたいと事務を進めているところです。

次に、まちづくり事業関係です。

令和８年度から着手しました地域活性化起業人制度は１０社を超える応募があり、本年７月１日から２人（２社）からの企業人を迎え、観光、企業誘致、ブランド開発など、多岐にわたり、都市と中間中山間地域を結ぶ事業につなげていけるよう事務に着手したほか、子育て環境の充実を図ることを目的に保育園留学にも着手したところ、現時点で１０件弱の問合せがあり、第１弾として、７月中旬から１週間の留学を受け入れ、８月下旬に第２弾の受入れを予定してしまして、現在、受入れに向けた最終的な事務調整等を行っているところです。

本町の子どもたちは、生まれてから中学校卒業までほぼ友達が変わらない環境下にあることから、先ずは幼少期に刺激を与える保育、教育が行えるよう努めてまいりたいと考えています。

次に、ふるさと納税関係の事業について。

令和7年度から企業版ふるさと納税について多方面に働きかけをしていましたところ、昨年度決算で納税寄附額1,500万円超となり、また、本年度におきましては、4月に肘掛けつきダンボールトイレと非常用トイレ袋のセット40セット、評価額30万円相当のご寄附を株式会社豊岡製紙様から頂いており、本町の防災備品として活用させていただくことになりました。

次に、行政事務に係るご報告です。

開会の挨拶にも申しましたとおり、令和7年度予算執行につきましては、厳しい財政状況にありながら何とか黒字決算を打つことができましたことは、ひとえに住民の皆様のご理解とご支援、重ねてここにおられる議員各位のご指導の賜物と感謝申し上げます。

しかしながら、令和7年度決算結果を取りまとめたところ、総務課、人権啓発課の2課におきまして、約80万円、2件の未払いがあることが発覚しました。地方自治法上、予算単年度原則の規定から、出納閉鎖期間終了後の支出はできないことから、今期定例会補正予算に計上させていただいております。介護保険事務に続き、今回の事案につきましても、事務チェックリストを判断するところです。

また、この事案につきましても、住民に多大なご迷惑をおかけしましたことに謝罪申し上げます。特に近年、和束町職員熟練経験者の退職が増大し、職員の若年層化と経験不足などから、窓口対応や事務ミスにつながる傾向が見受けられることが多く、4月の人事異動後におきましても前任者が対応に当たるといった事案があり、また、私のところにも直接住民から指導があったりもすることから、特に職員は行政事務のプロ意識を持ち、職員一丸となって、再発防止はもとより、今後の行政事務に真摯に取り組むことを申し添え、ご報告とさせていただきます。

次に、広域連合一部事務組合に係るご報告です。

かねてから懸案となっていました相楽東部広域連合教育委員会教育長不在の課題に

つきましては、令和 8 年 4 月 1 日付で竹花真治氏が相楽東部広域連合第 3 代教育長として就任をいただき、令和 7 年度不在となっていました教育長人事につきまして一定の整理ができ、組織強化を図ることができました。

また、相楽中部消防組合では、木津川市城山台 9 丁目に新たに建設された本部庁舎完成に伴い、令和 8 年 3 月末に移転し、運用を開始しています。

以上、令和 8 年和束町議会第 2 回定例会諸般の報告とさせていただきます。

○議長（畑 武志君）

理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（原田敏明君）

おはようございます。

それでは、私のほうから、和束町議会令和 8 年第 2 回定例会報告書に基づきましてご説明を申し上げます。

報告書をお願いいたします。

報告第 4 号

令和 7 年度和束町一般会計繰越明許費繰越計算書に関する報告書

地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により、令和 7 年度和束町一般会計繰越明許費繰越計算書を調製したので、別紙のとおり報告します。

令和 8 年 6 月 11 日 報告

和束町長 馬場正実

1 枚おめくりください。

令和 7 年度和束町一般会計繰越明許費繰越計算書でございます。

款、項、事業名、翌年度繰越額の順にご説明を申し上げます。

単位は円です。

2 款総務費、1 項総務管理費、家屋調査事業、350 万円。

同款、同項、健康福祉交流センター南側公園隣接土地災害復旧事業 1,500 万円。

同款、3項戸籍住民登録費、戸籍附票システム改修事業、184万8,000円。

3款民生費、1項社会福祉費、障害者自立支援給付事業、22万円。

同款、同項、物価高騰緊急支援事業、3,163万4,000円。

同款、同項、物価高騰緊急支援事業、広域観光ルートバス運行事業、732万6,000円。

同款、同項、物価高騰緊急支援事業、地域福祉活動支援事業、180万円。

7款土木費、2項道路橋りょう費、道路管理事業、660万円。

同款、同項、橋梁長寿命化修繕事業、砂子橋修繕事業、3,500万円。

同款、同項、町道整備事業、京都山城茶いくるライン整備、457万7,000円。

同款、同項、石寺橋整備事業、1億336万3,000円。

同款、同項、町道中溝学校線改良事業、5,715万8,000円。

同款、同項、町道撰原下島線拡幅改良事業、道路予備設計業務委託、400万円。

同款、3項河川費、河川浚渫事業、954万8,000円。

8款消防費、1項消防費、防災備蓄倉庫整備事業1,200万円。

令和8年6月11日報告

和束町長 馬場正実

続きまして、報告第6号のご説明を申し上げます。

議案書をお願いいたします。

報告第6号

令和7年度城南土地開発公社決算に関する報告書

地方自治法第243条の3第2項の規定により、令和7年度城南土地開発公社決算に係る報告について、別紙のとおり報告する。

令和8年6月11日報告

和束町長 馬場正実

1枚めくっていただきまして、決算に関する報告書をつけさせていただいております。

す。

1 枚おめくりいただきまして、議案第 1 号 令和 7 年度城南土地開発公社事業報告及び決算認定について、こちらにつきましては令和 8 年 4 月 2 7 日に提出されまして、同日認定を受けているというところでございます。

次のページをお願いいたします。

令和 7 年度事業報告書でございます。

1 枚おめくりいただきまして、2 ページ、3 ページにつきましては、1. 総括事項、2. 土地の取得・売却、3. 理事会決議事項、4. 監査事項、5. 協議事項、1 枚めくっていただきまして、4 ページにつきましては 6. 登記事項、7. 監事の異動、8. 役員名簿の事業報告ということになっております。

続きまして、令和 7 年度収支報告書でございます。

1 枚おめくりいただきまして、6 ページ、7 ページにつきましては、収益的収入及び支出について記載をされているところでございます。

8 ページ、9 ページをお願いいたします。

こちらにつきましては、資本的収入及び支出の状況でございます。

1 枚おめくりいただきまして、令和 7 年度財務諸表でございます。

こちらにつきましては、11 ページから 15 ページに記載をされているところでございます。

16 ページをお願いいたします。

令和 7 年度附属明細表でございます。

こちらにつきましては、17 ページから 21 ページに記載がされているところでございます。

22 ページをお願いいたします。

こちらは監査報告書でございます。後ほどお目通しをお願いいたします。

続いて、報告第 7 号についてご説明を申し上げます。

1 枚おめくりください。

報告第 7 号

令和 8 年度城南土地開発公社事業計画に関する報告書

地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定により、令和 8 年度城南土地開発公社事業計画に係る報告について、別紙のとおり報告する。

令和 8 年 6 月 11 日 報告

和 束 町 長 馬 場 正 実

1 枚めくっていただきまして、令和 8 年度事業計画に関する報告書でございます。

次のページをお願いいたします。

議案第 6 号 令和 8 年度城南土地開発公社事業計画並びに予算について、こちらにつきましては令和 8 年 3 月 25 日に提出されまして、同日可決をされているところでございます。

次のページをお願いいたします。こちらにつきましては公社の事業計画、3 ページには公社の予算、1 枚めくっていただきまして、4 ページ、5 ページにつきましては公社予算実施計画、また 1 枚めくっていただきまして、こちらにおきましては公社貸借対照表ということでございます。こちらにつきましても後ほどお目通しのほうをよろしくをお願いいたします。

私からは以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

他の報告につきましては、所管課長よりご説明を申し上げます。

○議長（畑 武志君）

理事兼環境衛生課長。

○理事兼環境衛生課長（井上博丞君）

それでは、報告第 5 号の説明をさせていただきます。

報告第 5 号

令和 7 年度和束町特定環境保全公共下水道事業会計予算繰越計算書

に関する報告書

地方公営企業法第26条第3項の規定により、令和7年度和束町特定環境保全公共下水道事業会計予算繰越計算書について、別紙のとおり報告する。

令和8年6月11日報告

和束町長 馬場正実

おめくりください。

令和7年度和束町特定環境保全公共下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

1款資本的支出、1項建設改良費、事業名、町道中溝学校線拡幅改良工事2工区に伴う下水道人孔改築工事、予算計上額が150万円、翌年度繰越額が150万円、工事負担金で150万円、関連工事間の工程の調整に伴う繰越でございます。

令和8年6月11日提出

和束町長 馬場正実

以上で説明を終わります。

○議長（畑 武志君）

まちづくり応援課長。

○まちづくり応援課長（中尾政弘君）

おはようございます。

それでは、私のほうから、報告第8号及び第9号について説明させていただきます。

まず、報告第8号でございます。

報告第8号

令和7年度一般財団法人和束町活性化センター決算に関する報告書

令和8年6月11日報告

和束町長 馬場正実

1枚おめくりいただきまして、第14期令和7年度事業報告書でございます。

1枚めくっていただきまして、1ページから9ページにつきましては、報告書の詳細を記載させていただいておるところでございます。

また、次のページからは、第14期令和7年度収支報告書をつけておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

次に、報告第9号についてご説明申し上げます。

報告第9号

令和8年度一般財団法人和束町活性化センター事業計画に関する報告書

令和8年6月11日報告

和束町長 馬場正実

1枚おめくりください。

第15期令和8年度事業計画書でございます。

1枚めくっていただきまして、1ページから8ページにつきましては、事業計画書の詳細でございます。

めくっていただきまして、次のページからは、第15期令和8年度の収支予算書になってございますので、こちらにつきましても後ほどお目通しをお願いいたします。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（畑 武志君）

議長より報告いたします。

令和8年4月21日付で、撰原区区長、中尾雅一氏から、南部幹線道路、町道撰原下島線拡張工事の継続について要望書が出されております。お手元に写しを配付していますので、後ほどお目通しください。

また、監査委員より、令和8年3月31日現在、4月30日現在の例月出納検査結果の報告がありましたので、結果報告の閲覧を希望の議員は事務局にてご覧ください。

以上で、報告を終わります。

日程第4、閉会中の委員会調査及び一部事務組合議会の報告を求めます。

初めに、総務厚生常任委員長、吉田哲也議員。

○総務厚生常任委員長（吉田哲也君）

それでは、私のほうから、総務厚生常任委員会の報告を行います。

本委員会は、５月２９日に原田理事、北理事、井上理事ほか関係課長、課長補佐、係長の出席を求め、各課における令和７年度の主要事業の成果などについて事務調査を行いました。

初めに原田理事から挨拶の後、令和７年度の決算見込みについて報告があり、一般会計で歳入総額４２億５，４１２万円、歳出総額４１億７，５１２万円で、翌年度へ繰り越すべき財源３，３８８万円を引いた実質収支は約４，５１１万円の黒字となりました。

また、４特別会計では、歳入総額１４億２，７６６万円、歳出総額１４億１９３万円となり、実質収支は２，５７３万円と全ての特別会計で黒字決算となり、公営企業会計では、収益的収入が４億６１万円、支出が３億７，９６９万円、資本的収支、収入１億８，４９７万円、支出２億９，８５１万円、令和７年度損益は２，０９１万円となりました。

続いて、各課の令和７年度事業の実施状況等について調査を行いました。

総務課からは、令和７年度中のシステム標準化に向けた基幹系の整備、ＬＧＷＡＮ端末更新等、基幹系・情報ネットワーク維持管理事業に１億１，１２７万円、災害時の迅速な対応・強化を図り、安心・安全なまちづくりを目指すための防災無線維持管理事業２億２，８０４円の執行状況となりました。

税住民課からは令和７年度の町税の課税状況の報告があり、町税全体の調定額の現年度分は前年度より１６．４％増の４億９０４万円でした。

町民税については、個人分で前年度比２８．９３％、３，４８５万４，０００円の増等、他の税収についても報告がありました。

保健福祉課では、児童手当給付事業３，６３８万５，９４６円の決算見込額となり、

また予防接種の実施、がんの早期発見・治療を目的とする各種がん検診実施の予防事業では1,864万2,608円となりました。

国保診療所からは、診療収入において外来患者が前年度より1,411人の増、診療収入は6,467万9,710円となりました。このほか介護保険事業やわづかこども園、人権ふれあいセンター施設の事業などについて報告がありました。

委員からは、「子育て応援給付金事業の茶源郷ポイントを病院でも使えるようにしては」、「LINEの情報発信について、今後どのような情報を発信していくのか」、「熱中症対策について役場での対策は」、「公共浴場について、使用できない期間の原因は」など、多岐にわたり活発な質疑や意見などが出されました。

以上、報告といたします。

○議長（畑 武志君）

続きまして、産業常任委員長、高山豊彦議員。

○産業常任委員長（高山豊彦君）

それでは私のほうから、去る6月1日に開催いたしました産業常任委員会の報告を行います。

初めに原田理事から挨拶があり、その後、令和7年度決算見込みについて報告、井上理事より一般会計全体の執行状況について説明がありました。

続いて、各課の令和7年度事業の実績状況等について調査を行いました。

まちづくり応援課からは、第5次総合計画後期基本計画策定事業の決算見込額が582万7,660円、路線バス運行維持対策事業は2,580万9,826円となり、茶源郷乗合交通生活お届け事業では、令和6年度に比べ乗車人数が156人増加となりました。

建設農政課からは、中山間地域等直接支払交付事業では、共同管理作業として、水路・畦畔・農道の草刈り等を行うなど、それぞれの集落において農業機械の共同利用を進め、生産性・収益性向上、担い手の定着等に関する取り組みを実施、集落協定締

結数は１２集落、参加農家は５１戸となりました。また、町道の不良箇所を補修し、安心・安全な道路整備を推進する道路維持補修費で４７７万３,５６１円となりました。

環境衛生課からは、水道使用料の収納額が９,５００万６,７３５円、未納額は８６５万３,３０５円、収納率は９１.６５％で、下水道使用料の収納額が２,６２３万４,５０２円、未納額は２３８万８,５７６円、収納率は９１.６６％となりました等の報告を受け、各委員からは、「消費生活センター設置事業について、相談員はどのような人を雇用しているのか」、「路線バス運行維持対策事業について、予算額と決算額に差があるが、その理由は」、「茶源郷ポイントシステム委託料の詳細は」、「ごみ不法投棄防止パトロールについて、鷲峰山トンネル開通後の犬打峠の不法投棄の状況は」などの意見が出ていました。

午後からは、現地調査として石寺橋工事の進捗状況の視察を行いました。

以上、報告といたします。

○議長（畑 武志君）

続いて、一部事務組合議会の報告を求めます。

初めに、相楽広域行政組合議会、岡本正意議員。

○相楽広域行政組合議会議員（岡本正意君）

相楽広域行政組合議会議員の岡本正意です。

６月３日午後から、そうらく衛生センター会議室において開催されました令和８年第１回相楽広域行政組合議会臨時会の報告を行います。

冒頭、議長より南山城村議会から新たに選任された梅本章一議員、北久保浩司議員が紹介されました。

続いて、杉浦代表理事が挨拶に立たれ、本臨時会では、令和７年度に相楽会館の解体工事を終えたことを受け、令和８年度中に完成予定の新庁舎新築工事の請負契約締結について提案すること、また、代表理事の属する市町村から組合の会計管理者を選

任する規定に基づき、4月1日付の精華町の人事異動により、新たに中尾会計管理者を組合の会計管理者に任命したことが報告されました。

その後、議案審議に入り、まず議案第3号 専決処分の承認についてが議題となりました。議案第3号は、相楽会館解体工事の完了に伴う相楽会館建替事業経費の更正を内容とし、歳入歳出それぞれ2,436万5,000円を減額するもので、全員賛成で可決しました。

続いて、議案第4号 相楽広域行政組合新庁舎新築工事請負契約の締結が議題となりました。契約内容については、契約の方法は一般競争入札、契約金額は3億2,560万円、契約業者は精華町内の会社で、株式会社大仙工務店が落札しました。

質疑では、「契約期間をいつまでとしているか」、「建築資材の高騰・調達等の見通しはどうか。仮に工期延長となった場合の対応」などの質問が出され、事務局からは、「契約期間は来年3月15日までとし、年度内に新庁舎への引っ越しを完了させる見込みであること、資材不足の影響は既に出ており、工期内、契約金額内での工事完了が基本だが、工期延長等の変更が発生すれば議会に再提案をお願いすること、臨時で借りている他の行政機関や施設との調整は行っていること」などの答弁がありました。

質疑の上、全員賛成で可決しました。

以上、報告といたします。

○議長（畑 武志君）

続きまして、山城病院組合議会、高山豊彦議員。

○山城病院組合議会議員（高山豊彦君）

それでは、国民健康保険山城病院組合議会の報告を行います。

国民健康保険山城病院組合議会令和8年第1回臨時会は、5月29日（金）午前9時30分から、京都山城総合医療センター会議室で開催されました。

会議録署名議員の指名及び会期の決定の後、諸般の報告及び議案の提案では、谷口

管理者から、２月２４日の定例会以降の病院組合の活動報告及び議案の提案が行われました。

議案第１２号「京都山城総合医療センター使用料等徴収条例の一部を改正する条例について」は、令和８年厚生労働省告示に基づき、令和８年６月１日から診療報酬の算定方法が改正されることに伴い、所要の改正を行うもので、全員賛成で可決しました。

議案第１３号「介護老人保健施設やましろ使用料・手数料等徴収条例の一部を改正する条例について」は、令和８年厚生労働省告示に基づき、令和８年６月１日及び８月１日から、介護報酬の算定方法が改正されることに伴い、所要の改正を行うもので、全員賛成で可決しました。

発議第１号「公立病院が担う地域医療提供体制の維持及び確保に支障をきたさないように国の対応を求める意見書について」は、全員賛成で可決しました。

以上、報告します。

○議長（畑 武志君）

続きまして、相楽中部消防組合議会、山本達也議員。

○相楽中部消防組合議会議員（山本達也君）

それでは、私のほうから、相楽中部消防組合臨時議会の概要報告について報告いたします。

相楽中部消防組合臨時議会は、令和８年６月３日（水）午後４時から相楽中部消防本部新庁舎３階の会議室にて開催されました。

議事日程に基づき、議席の指定、副議長の辞職の許可が行われました。

続いて、追加議事日程では、追加日程第１として、副議長の選挙で南山城村の梅本章一議員が選任された後、会議録署名議員の指名、令和８年６月３日、その日１日の会期が決定されました。

追加日程第４、相楽中部消防組合消防賞じゅつ金等審査委員会委員に梅本章一副議

長が選出されました。

追加日程第５では、承認第１号 専決処分の承認を求めることについてということで、令和７年度一般会計補正予算（第３号）の歳入歳出それぞれ２４３万円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ４２億３，６１３万円とすることについて、全員賛成で可決。

追加日程第６、議案第１４号では、中部高規格救急車の買入れにつきまして、全員賛成で可決。

追加日程第７、議案第１５号では、令和８年度相楽中部消防組合一般会計補正予算（第１号）として、歳入歳出それぞれ１，３５９万１，０００円を追加し、歳入歳出それぞれ１７億６，３４９万１，０００円とし、全員賛成で可決。

続いて、令和７年度相楽中部消防組合一般会計繰越明許費繰越計算書についての報告、議会運営委員会の閉会中の継続審査及び調査とすることに決定をいたしました。

以上で、報告を終わります。

○議長（畑 武志君）

以上で、報告を終わります。

会議の途中ですが、ただいまから午前１０時２５分まで休憩いたします。

休憩（午前１０時１５分～午前１０時２５分）

○議長（畑 武志君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第５、一般質問を行います。

質問時間は、答弁を含み１時間以内といたします。

再質問は制限時間内の質問を許可いたします。

また、答弁は簡潔明瞭に願います。質問者及び答弁者のご協力をお願いいたします。

初めに、高山豊彦議員。

○４番（高山豊彦君）

それでは、皆様、改めましておはようございます。公明党の高山豊彦でございます。

ただいま議長のお許しをいただきましたので、通告書に基づきまして一般質問をさせていただきます。

大きく３点ございます。

まず、１点目ですが、第５次総合計画後期基本計画及び第３期まち・ひと・しごと創生総合戦略への思いを問うということで、このたび、令和８年度を初年度とする第５次総合計画後期基本計画及び第３期まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定されましたが、本計画等にかける町長の思いについて答弁をお願いいたします。

２点目です。合併処理浄化槽設置及び管理に関する考えを問うでございます。

合併処理浄化槽による汚水処理地域を対象に、合併処理浄化槽の設置に関する補助や適正な維持管理への補助制度がありますが、補助制度の見直しの考えについて答弁をお願いします。

３点目です。町道整備の基準を問うでございますが、町内においては、救急車両等が通行できない町道が多くありますが、そうした地域における町道の整備の考えについてご答弁をお願いいたします。

以上、１回目の質問といたします。再質問につきましては自席のほうで行います。

○議長（畑 武志君）

町長。

○町長（馬場正実君）

それでは、議長のお許しをいただきましたので、高山議員からいただきました一般質問１、第５次総合計画後期基本計画及び第３期まち・ひと・しごと創生総合戦略への思いを問う、（１）このたび、令和８年度を初年度とする第５次総合計画後期基本計画及び第３期まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定しましたが、本計画等にかける町長の思いは、大きな２、合併処理浄化槽設置及び管理に関する考え方を問う、３、町道整備の基準を問うについて答弁させていただきます。

まず、１番、第５次総合計画後期基本計画及び第３期まち・ひと・しごと創生総合

戦略への思いを問う、（１）令和８年度を初年度とする第５次総合計画後期基本計画及び第３期まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定されましたが、本計画等にかける町長の思いはについて答弁させていただきます。

第５次総合計画は、令和元年、２０１９年から具体的に審議に入り、本来なら令和３年、２０２１年から和束町第５次総合計画前期計画に着手する計画でしたが、計画審議直後、令和元年、２０１９年１２月に、中国湖北省武漢で発生した新型コロナウイルス感染症は全世界に感染が拡大、我が国においても、２０２０年当初から令和５年、２０２３年５月まで約３年４か月、ほぼ何もできず、後期計画策定における前期計画評価におきましても、計画全体評価として４点満点中２．５２点、約６３％の評価となっています。また、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」においても、こちら４点満点中２．５９点、約６５％の評価で、前期計画が概ね達成したとは言いつらい結果となったということは言うまでもなく、厳しい結果となっています。

さて、議員がご質問の後期計画にかける町長の思いはというご質問ですが、第５次総合計画後期計画は、前期計画をほぼ継承・継続した格好で策定され、前期計画同様、六つの大綱から計画を策定されています。しかしながら、コロナ禍で経験したパンデミックは想像を絶することの連続で、また昨今の中東情勢、為替における円安なども油断を許すことができず、ここ数年間、身近な動きでは、行政事務においても、ナフサ由来の印刷機のインク製品などの供給が危ぶまれていたりもします。

こういった社会情勢の中で、第５次総合計画、まち・ひと・しごと創生総合戦略を貫遂するには、議員各位のご理解とご協力、そして何よりも住民の皆様のご支援とご協力なしでは成し遂げられないことだと考えています。

少子高齢化が想定以上の速さで進む昨今、待ったなしに取り組む施策は計画として策定したわけですが、職員が一丸となって計画実現の旗頭として働きたい、取り組みたいと考えているところでございます。

次に、２番、合併処理浄化槽を設置及び管理に関する考えを問うについてを答弁さ

せていただきます。

合併処理浄化槽につきましては、本町の豊かな自然を守り、生活環境の改善や公衆衛生の向上を図る上で重要なインフラの一つであると認識しているところでございます。本町においては、合併浄化槽設置補助金に加え、令和5年度より新たに合併浄化槽維持管理補助金を創設し、合併処理浄化槽の普及促進に向けた支援に取り組んでまいりました。

一方、本町は下水道整備区域と合併槽等整備区域が併存しており、地域によって汚水処理システムが異なることにより、住民負担を含め様々な課題があると認識しているところであり、下水道事業の経営状況も踏まえた中で、現在、汚水処理事業全体の抜本的な見直しを検討しているところでございます。

国においても地域の事情に応じ、集合処理から個別処理への転換を推進する方向であることから、国の動向も見据えながら、本町の汚水処理事業の見直しに伴って、一体的に補助制度全般の見直しを検討したいと考えているところでございますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

なお、事業等、具体的な内容につきましては、この後、担当課長のほうから答弁をさせます。

次に、3. 町道整備の基準を問うについて答弁させていただきます。

和束町における町道整備の考え方につきましては、グリーンロード21計画を策定した当時、町道整備実施ガイドラインとして、府道・国道から各区公民館へのアクセスする幹線道路については、計画的に補助・交付金事業を活用し整備する。

具体例を挙げますと、北部幹線道路、南部幹線道路、撰原下島線、中溝学校線のよう、和束町が用地買収をし整備を進める区間と特定の受益者のための生活道路としての整備、具体例を挙げますと、中出畑福線、寄掛線、山口線、童仙房線、撰原下島線など、主に特定された受益を受けることが明らかな路線については、用地提供など地元調整が整い次第、重要度の高いと判断される路線から、他事業や関係機関とも調

整し、要望内容や事業内容、土木関係予算全体の事業量なども見据えながら整備を進めています。

なおまた小規模修繕等にあつては、毎年度10か所程度を1工事とまとめ工事発注を行っています。そのほかにも、受益者が直接行っていただく材料支給など制度もあり、具体詳細については、こちらを担当課長のほうから答弁をさせます。

以上、高山議員からいただきました一般質問の答弁とさせていただきます。

○議長（畑 武志君）

理事兼環境衛生課長。

理事兼環境衛生課長（井上博丞君）

それでは、私のほうから、高山議員からいただきました一般質問2．合併処理浄化槽設置及び管理に関する考えを問う、（1）合併処理浄化槽による污水处理地域を対象に合併処理浄化槽の設置に関する補助や適正な維持管理への補助制度がありますが、補助制度の見直しの考えはについて答弁させていただきます。

本町におきましては、合併処理浄化槽を設置する者に対し、人槽に応じた補助金を交付する合併処理浄化槽設置整備事業補助金や法律で義務づけられている保守点検、清掃、検査を実施しているものなどを対象に1万1,000円を補助する合併浄化槽維持管理補助金などにより、合併処理浄化槽の普及促進を推進しているところですが、大幅な設置率の向上に至っていないのが現状でございます。

町長の答弁でもありましたとおり、下水道事業の厳しい経営状況の中で施設の更新時期を迎えており、これまでどおりの経営を継続するかどうかの転換点に差しかかっているところであり、現在、下水道事業と合併処理浄化槽事業を合わせた本町の污水处理事業の在り方の見直しを検討しているところです。

合併処理浄化槽の設置と適正な維持管理を推進するに当たっては、経済的負担を含めた様々な課題があることから、課題解消に向けて、より効果的な支援となるよう、補助の拡充を含めた総合的な観点から検討を進めてまいりたいと考えているところで

ございますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

以上、高山議員からいただきました一般質問の答弁とさせていただきます。

○議長（畑 武志君）

建設農政課長。

建設農政課長（今西 靖君）

それでは、私のほうから、高山議員の一般質問に答弁させていただきます。

大きな3番、町道整備の基準を問う、（1）町内においては救急車両等緊急車両が通行できない町道が多くありますが、そうした地域における町道の整備の考えはについてですが、本町におきましては、地形的条件などにより道路幅員が狭く、消防車や救急車等の大型車両の通行が困難な町道が数多く存在しております。こうした町道につきましては、災害時や緊急時の対応、さらには地域住民の安全・安心の確保の観点から、重要な課題であると認識しております。そのため、町道整備につきましては、利用状況や各区からのご要望、地形条件や事業効果などを総合的に検討し、優先順位を定めて整備をしているところです。

しかしながら、拡幅や改良には用地確保や家屋移転が必要となったり、法面对策などで多額の費用を要する場合も多く、限られた財源の中で、緊急性や必要性を十分見極めながら整備を進めていく必要があると考えております。

現在、大型緊急車両の通行が困難な町道につきましては、小型車両や担架での中継搬送などで対応してもらっているところですが、今後も消防署や関係機関とも連携しながら、必要に応じて維持補修による通行環境の改善など、地域の実情に応じた対策についても検討を進めてまいりたいと考えています。

今後におきましても、住民の安全確保を第一に町道整備を進めてまいりますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

以上、私から高山議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（畑 武志君）

4 番、高山豊彦議員。

○ 4 番（高山豊彦君）

それでは、それぞれご答弁ありがとうございました。ちょっと順番を入れ替えさせていただきますまして、町道整備のほうから先に申したいと思います。

まず、先ほどもございましたが、ご答弁の中で、救急車両については軽車両を用いたり、そんな形で対応いただいているというようなご答弁でございました。これにつきまして、私、2020年の12月議会で同じような質問をさせていただいて、そのときは神奈川県藤沢市で導入されておられる軽自動車を活用した救急車両、これを導入したらどうかというような質問させていただいたときに、同じように、消防が持っている軽の車両でですね、そういう高規格の救急車が入れないところについてはそれで対応してますというご答弁でした。ただ、その後、住民の方からいろいろお伺いしますと、そういったお話はなかなか聞こえてこないんですね。

今、中区のほうから、多分、町道拡幅の要望が出ていると思うんですが、ちょうど中区の方が、菅谷の狭い道路ですが、その奥のほうから救急の要請をされたときに、救急車は下の広い道路に止まって、そこからストレッチャーで救急車のとこまで行かれたと。200メートル弱ですかね、その距離をストレッチャーでガタガタの道を行かれたというお話をお伺いしました。

以前もそのようなお話を聞かせていただいて、2020年に同じような質問をさせていただいたんです。ご答弁にはそういう軽車両を活用しているとありますけれども、やはり救命措置ができるのは、現場か救急車の中というふうに定められてますので、救急車でない車両ではなかなかそういう措置ができないだろうというふうに思うんです。なので、以前は小型の軽自動車を活用した救急車を導入したらどうかということを求めさせていただいたんですけども、それもなかなか消防組合との関係もございしますので、厳しい問題があるかと思います。

先ほど町長の答弁の中に、町道整備につきましては地元の協力もいただきながらと

いうお話でございましたが、先ほど述べました区におきましては、一番ネックとなるこの狭い場所ですね、そこの道は住民の方の了承も得られているということもありますので、そういった協力いただける部分については、住民の方の安心・安全な生活を守るために早急な取り組みをお願いしたいと思うんですが、町長いかがですか。

○議長（畑 武志君）

町長。

○町長（馬場正実君）

高山議員の今の質問にお答えさせていただきます。

私もその話は区長から直接聞きました。具体的にその事例だけを取って言いますと、なぜそれがすぐにやろうという話にならなかったかといいますと、実は隣接する家の入り口との取り合いがうまくいかないというのが判明しました。一部のところについては地元の土地の協力を得られているということでございましたので、そこも含めて検討はしていくという回答をさせていただいた現状でございます。

ただ、先ほどもありましたように、救命救急の関係でございます。実のところを言いますと、和東町の救急車につきましては、高規格車が管内でも一番早く入っているところでございます。それは何かというと、やはり早く救急車に乗せて、その中で救命措置をしたいということもありまして、高規格救急車については、相楽東部消防署よりも先に今うちに入っているのが新しくなっていますし、タイムロスというか、その時間のロスについては若干改善していくということもありますけども、今の段階では、今配備されている軽ワゴン車に一旦ストレッチャーに乗せる。それから走るということと、もう一つは、この後、終わったらまた消防とも協議したいんですけども、もう少し地元の立地、それから条件を確認しながら、出動するときに人員も含めて、できればそういう対応ができたのかということについては確認していきたいと思いますので、ご理解のほうをお願いいたします。

○議長（畑 武志君）

4 番、高山豊彦議員。

○ 4 番（高山豊彦君）

今また消防のほうと調整するというお話でございますが、なかなか厳しい問題もあるかと思うので、やはり町道整備のほうが優先されるべきだろうなというふうに考えてます。なるべくそういったできるところはやっていけただけならなというふうに思いますから、例えば今ネックになっているお宅の下の方路ですかね、あそこを改良するだけでも随分、環境が変わってくるのかなというのがありますから、なるべくできるような方向で検討をお願いしたい。

また、中区だけではなくて、以前、杉田区もあったでしょうし、冒頭、撰原区のほうからも要望が出ているということもございます。そういった中で、全体的にそういった道路も多くあるわけですから、やはり安心して暮らせる、そういったときには、いち早く救急車両は自宅の前に来ていただけるような体制づくりをぜひお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは次に、一番最初の第 5 次総合計画後期基本計画及び第 3 期まち・ひと・しごと創生総合戦略への思いということで再質問させていただきます。

まず、後期基本計画には、学校教育の充実として 38 ページにありますけれども、質の高い学力とともに、健康や体力、生命、人権を尊重する心豊かな人間性を育むとあります。これまでも相楽東部広域連合議会では度々質問もされておりますし、本町の議会におきましても何度か質問があったかと思います。

先日、保護者の方から、和束町は非常に子育て支援が充実している、ありがたいことですということでした。ただ、学校の体育館ですね、夏場の運動ができない状況にある。子どもにやはり思い切り運動させてあげたい、そういった環境を整えてほしいというお話をいただきました。なので、本来でしたら、これは東部連合議会のほうで質問すべきことではあるかと思うんですが、これまでの東部連合での質問におきまして、先日もそういう質問の中で、具体的な見通しは立っていないけれども、設置に向

けて各町村と協議・連携していくという答弁がございました。

教育委員会としては、空調設備というのはあるのが望ましいというご答弁でございました。昨年の１２月のときには連合長のほうから、まず、教育現場での十分な検討が重要であり、決定された方針は可能な限り尊重すべきであるということを答弁されてるんですね。空調設備があることは望ましいと考えており、引き続き設置に向けて各町村と協議・連携していきたいというご答弁です。そういうご答弁からすると、教育現場では、体育館の空調設備が必要だという考え方なんですよね。

あと、山本連合長のほうからあった、教育現場での十分な検討が重要であり、決定された方針は可能な限り尊重するべきであるという連合長の答弁があります。これについて、連合長、また副連合長として、東部連合の中ではどのような方針になっているのか、まず、町長ご答弁願えますか。

○議長（畑 武志君）

町長。

○町長（馬場正実君）

答弁させていただきます。

今の質問は私にとっては、体育館に空調機をつけろという要望と受け取りたいと思っております。この件に関しましては、教育委員会等々も何回もいろんな話の中で出ている話でございます。町としてどうしていくかということについては、この議会でも何回か答弁させていただいたこともございます。

空調自身の設置につきましては、必要であるか必要でないかについては、私もできる限りつけてあげられたらいいというのは基本に思っております。ただ、空調機の設置については、この前ちょっと試算をしていただいて概算を出していただきますと、大体１億５，０００万円程度あれば何とかつくんじゃないかというような判断でございます。

ただ、毎月のランニングコストにつきましては、かなりの金額を要しまして、年間

300万円ぐらいは最低かかるんじゃないかというような状況になっております。これをどうするかという問題がまず1点ございます。

それと併せまして、先日、私のところに直接の声で聞こえたことがありまして、和東町と笠置町につきましては、体育館、学校施設を一般開放しております。学校との話の中では、校長先生とかといろいろ話してる中では、体育の授業、私たちが子どもときは学期ごとの時間割でしたけども、今は2週間ごとぐらいの時間割で組まれて、カリキュラムが組まれているということで、学校としては、一定、体育の授業を重ねていって、その時間帯を使って残りを使わなくするという方法で何とか考えていけば、もう少しランニングコストが安くなるんじゃないかというようなご意見ももらっておりまして、また防災の面につきましても、何とかつければ非常時には使えるというような話があります。

ただ、1点難しい点は、一般開放の部分で、夜、土日に対して、その施設を365日のうち町が条例で認める部分以外を開放するとなりますと、無差別に使っていただくことになります。こうなると、大体1時間当たりの使用料が幾らにすればいいかと。はっきり言いまして数万円の使用料を頂かなければならないと。

木津川市とか、ほかのところの事例を調査してみますと、普通に会議室を借りても、冷房のスイッチの下にコインの機械がついていて、1時間当たり1,000円ぐらいの紙幣を入れなければ使えないというような状況になってくると、数万円の費用を出してまでとなったりもします。それをよしとするのか、また、これに関して減免とかいう話が出てきますと、町の財政がなかなかもたないというような状況が発生するという、この辺も含めて総合的に判断していきたいと。

学校施設としての空調については私も必要だというふうには感じますけども、町の公共施設として行う場合、また、防災等の関係を含めた施設として考えた場合にどの方向が一番いいのかということについてはもう少し議論が必要だと考えておりますので、ご理解のほうをよろしくお願いいたします。

○議長（畑 武志君）

4 番、高山豊彦議員。

○4 番（高山豊彦君）

ありがとうございます。

学校施設としては必要だということですね。

先ほどの東部連合のご答弁にもあるんですが、国・府の動向や周辺の自治体の動向を見ながら協議していきたいという答弁をされています。

先日の住民の方の声でもあるんですが、周辺の自治体は全てついている、また今取り組んでおられる最中だと思うんですね。多分、相楽東部の学校だけがそういった取り組みがまだされていないというふうに思っているんですけども、今コストの問題とかいろいろございましたが、文科省が出している学校体育館への空調設備の早期実施に向けてというのがございます。この中で、今まで例えば空調設備をしようとする断熱の工事と一緒にしないといけないということがございましたが、令和7年度の補正のものなんですが、これが算定割合として、今まで原則3分の1が2分の1ということになっていると。それと、対象期間が令和15年度までやればいいということなんですね。

一番大きいのが、断熱の部分については、既設もしくは併せて確保ということが令和15年までに確保されればいいということで、令和7年度の補正予算で後年度実施が可能になったんです。一番大きな問題はですね、先ほどランニングコストの問題がありましたが、体育館空調の光熱費に交付税措置があるというふうになっています。それと、断熱工事に関してですけど、これはそのものに関わるそのQ&Aなんですが、断熱性の確保についてどの程度の工事を実施すればよいかという問いに対して、断熱確保については工事の規模にかかわらず補助要件を満たすこととしています。補助要件では、断熱等の効果に対する具体的な数値等は求めていませんとなっているんですね。

例えば、屋根の遮熱塗装や遮熱フィルム貼りなど比較的簡易な工法も含め、様々な断熱・遮熱対策も対象としていますということになってます。こういうことからいくと、先ほど1億5,000万円ということでしたが、断熱工事については非常に安くつくのではないかなというふうに思うんです。

小学生、中学生というとなんかやっぱり運動をしっかりとしておくことが必要だと思いますから、そういった環境を整えていくというのは、自治体なり、また教育の現場での責任だと思いますから、あと住民との関わりの部分につきましては、その後、課題を整理する中で検討すればいいことだろうなというふうに思うんです。まずは教育現場としての安心して運動ができる、そういう設備をお願いしたいと思うんですが、もう一度、町長。

○議長（畑 武志君）

町長、答弁。

○町長（馬場正実君）

今の高山議員のご質問です。

誠に申し訳ございませんけれども、この点につきましては、相楽東部広域連合の議会のほうでの議論になると思いますので、答弁については差し控えさせていただきます。

ただ、今言われたように、私がそのときに考えたのは、遮熱カーテンと遮熱の屋根塗装程度でやればよいということなんですけども、40度ぐらい上がってところを20数度まで下げるとなると、初期にかかる費用が物すごくかかる。これを電気でやるかガスでやるかということになるんですけども、ガスでやる場合が効率的だという話も聞いてます。そうなると、プロパンガスの大きな施設を整備しなきゃならないというところもあったりしまして、結構なお金になるということのも現実にあるということです。

一応、今、和東小学校については、学校のホールに8,000万円ほどかけて、今、

空調の整備を行います。これは入札発注されたと思いますので、今後工事に着手されて、来年の３月までには完成するというふうに聞いているんですけども、ここでの状況を見ながら、まず体育館については考えていきたいということで、次の段階ということで、私は和東小学校については考えています。

もう一つ、先ほどの３８ページの件ですけども、これは質問の内容と変わってしまいますけども、実際のところと言いますと、当初の挨拶でも申しましたように、和東保育園・小学校・中学校の園児数・児童数・生徒数が激減しているのが現状でございます。これは前教育長から、また今の竹花教育長に対してお願いしているのは、何とか施設を一括にして、一貫校の考え方ができないのかと。その中で施設整備をしないかというようなこともちょっと今打診をしたりしておりますので、この辺りも含めて総合的に判断させていただきたいということも申し添えまして、高山議員への答弁とさせていただきます。どうぞよろしくお願いします。

○議長（畑 武志君）

４番、高山豊彦議員。

○４番（高山豊彦君）

ありがとうございます。

いろいろとこれまで調整をされておられるということでございます。また東部連合の議会でも同様の質問をさせていただけたらというふうに思いますので、また、前向きな検討を東部広域連合の中で理事者側として検討をお願いしたいというふうに思います。よろしくお願いします。

それでは次に、計画の９１ページなんですが、ここは職員の能力の向上と活用ということで記載されているんです。これまで、住民の方から様々なお話をお聞かせていただいています。先日もいただいたのは、町の職員の方はやはり行政サービスを行う立場にあるわけですから、そういう意味では、住民との対応力も求められるだろうというふうに思うんですね。電話対応について教育が必要な職員が何人かおられるとい

うお答えでした。要するに、言葉遣いが隣のおっちゃん、おばちゃんと話ししてるような対応をされているということなんですよ。この辺りについて、冒頭、町長からも、職員のそういった教育体制についてでお話ございましたが、職員研修というのはどのようにされているのか、町長。

○議長（畑 武志君）

町長。

○町長（馬場正実君）

ただいまの質問でございます。私も冒頭の諸般の報告で報告を申し上げましたとおり、住民から同じような声を聞くところでございます。ここに管理職が全部おりますので、管理職のほうにもその点については、毎回毎回の管理職会議等々で、こういう指導があったという話は毎回させていただいております、管理職のほうから課員のほうにそういう形で伝わっているということは私としては思っております。

職員の教育につきましては、接遇、それから様々な事務に関する研修等はある限り受けていただくようにしておりますし、また受けさせていますので、その点についてはご理解を願いたい。

ただ、今言われるように、顔慣れ、見慣れた職員と住民の間で、何々さんと言わずに何々ちゃんとか、何々君とかという話が出たりとか。それから近所の人と馴れ馴れしく話しているようなところが聞かれたということについては、私については反面言いますと、コミュニケーションが図れている中で一定のところはお許し願いたいというふうに思うところでございますが、私の所にも来てますように、前任の担当者と呼ばないと事務処理できない、どうなっているんだというようなことも聞いたりします。今回の人事異動の後にでもそういうことが結構私の所にも届いたのも現実でございますので、その辺りにつきましては、管理職を中心に指導しながら、担当職員の意識向上を上げていきたいと。

私も諸般で申しましたとおり、行政のプロとしてここで仕事をする以上は、ここで

給料を頂く以上は、しっかりとした業務に真摯に前向きに取り組むよう、これからも指導・指示していきたいと思いますので、その点についてはご理解のほうをよろしくお願いしたいと思います。

○議長（畑 武志君）

4 番、高山豊彦議員。

○4 番（高山豊彦君）

窓口で近所の方が来られて、その中で、そうしたお話をされるというのはまだ理解できるんです。ただ、電話対応というのは、相手の方がどこの方か最初は分からないわけですから、やはりそれなりの言葉遣いというのは必要だろうと思いますし、また業務ですから、やはりそこは日常の私生活とは切り離れた形での言葉遣いというのは必要だろうと思いますので、そこはよろしくお願いいたします。

先ほど最初の町長の答弁の中に、前期計画の達成度という中では、60%であるとか65%であるとかいう達成度でございました。まだまだ不十分だと思うんですね。今回もそれを引き継いで後期計画を立てられたわけですが、やはりこのままではなかなか達成というのは厳しいだろうというふうに思います。

前回の議会の中でも言いましたが、やはり計画を進める上では、特に専門職の育成というのも当然必要になってくるわけですね。そういった中で、この計画をスムーズに進めていくために、やはりそういった町長の思いというものもしっかり受け止めて、そして町長一人でできるわけじゃないですから、やはりその思いを受け止めて、職員全体が一丸となって取り組んでいかないと、また、後期計画については50%しかできませんでした、40%しかできませんでしたという話になると思うんですよ。

これまで色々とこれにつきましても住民の方から色々な職員の業務についてのお話もいただけてますけれども、やはり住民の方も十分満足されていないというのがございます。そういった満足度を得るためにも、やはり組織の改革というのは必要だろうなと思うんです。

昨年、機構改革をされましたけど、組織全体の意識改革もそうですし、体制づくりというのが必要だろうというふうに思うんです。その上では、やはり職員１人１人の意識調査をしたらどうかな。これは提案なんです。役場の中の方が入られると本音は出ませんから、第三者機関を立ち上げて職員１人１人の思い、また、給料の問題とか、色々なことがあるかと思います。組織体制の問題も出てくるかも分からない。そういう意見を聞いた上で、そういう組織体制の立て直しを考えてはどうかと思うんですが、町長いかがですか。

○議長（畑 武志君）

町長。

○町長（馬場正実君）

答弁させていただきます。

実のところを言いますと、平成２６年から２９年ぐらいにかけて、第三者を入れてのヒアリングを１回やったことがございます。これは堀町長のときでございますけども、職員全員のヒアリングを色々な形で行って、書き出した時期もございました。それが今となれば過去のことになってしまってますので、また改めてそういうことを行うという必要性があるかと私も思いますし、今回の機構改革につきましては、職員が減少したことに伴う組織のコンパクト化と見える化ということで行ったわけですが、なかなか事務のバランスがうまく取れない部分があったりとかいうことで、私のほうにも、直接、要望書・嘆願書が上がってきたということもございました。そこも含めて、もう一度見直す時期が来ればしっかりと見直していきたいと。そのためにしっかりと色々な準備を進めていきたいと思いますので、その点については、しばらくの時間と、それから中での体制づくりについて、ご理解とご指導をいただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（畑 武志君）

４番、高山豊彦議員。

○ 4 番（高山豊彦君）

今やはり職員の減少、前回もそういう質問をさせていただきましたけど、馬場町長になってから何人の方が退職されましたかという質問させていただきました。前回、賃金の話をしてもらいましたが、初任給についてはそこそこ市並みの初任給がある中で、そこから数年すると、やはり満足されていない状況というのはあるのではないかなと思うんです。そういったことも含めて、どうすれば入庁された職員、採用された職員がそのまま継続して残ってもらえるのか、そういったことも含めてやはりしっかりと検討すべきだと思うんです。でないと、職員が減少して事業ができないとなると、これは当然、住民サービスは低下していくわけですから、住民にとっては非常に不幸な話なので、やはりその体制を早急に整えていただきたいと思いますので、一定時間をくださいということじゃなくて、やはり今年度中にでもそういった取り組みをしていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、合併処理浄化槽設置及び管理に関する考えということでございます。

現在、維持管理に関する補助制度ですね、先ほど答弁いただきました。下水道整備地域と合併処理浄化槽整備地域との間での汚水処理に係る住民の負担というのが、やはりそこは公平性に欠けているんじゃないかなというふうに思ってます。特に高齢者、単身者や二人世帯で、そういった中では浄化槽等の管理費のほうが大きな負担になっているというふうに思うんですが、この下水道整備地域の単身者、または二人世帯の年間負担額と合併処理浄化槽の負担額についてどのような状況になっているのか、理事兼環境衛生課長、お願いします。

○議長（畑 武志君）

理事兼環境衛生課長。

○理事兼環境衛生課長（井上博丞君）

お答えいたします。

まず、下水道のほうなんですけども、先ほどありましたように、一人世帯から二人

世帯へということでございますので、単身ですと、概ね基本料で10立米までの料金でいいますと、1か月当たり1,320円が基本料金となっておりますので、年間1万5,840円でございます。

続きまして、合併処理浄化槽につきましては、年間の維持管理費では、大体約5万5,000円だということでございます。

以上でございます。

○議長（畑 武志君）

4番、高山豊彦議員。

○4番（高山豊彦君）

この問題につきましては、令和4年にたしか町長が課長のときにこのやり取りをさせていただきました。同じ住民でありながら下水道整備されている地域とそうでない合併処理槽の地域との負担額が大きく違いがあるということを、何とかその対策をとということでお願いをして、やっと令和5年から1万1,000円。なぜ1万1,000円なのかというのは私も納得できないところがあるんです。

今お聞きのように、差額というのは4万円程度あるわけですね。その当時の説明では、平均的な1世帯当たりの住民の数が4人程度だと。それでいくと差額が2万2,000円、その半分で1万1,000円だということで説明されたんです。それまではなかった補助制度ですから、たとえ1万1,000円でも頂ければ住民の方も納得されるかなということで、そのときはそれで終わったわけですが、やはり高齢者、また年金生活をされてる方にとって、年間の4万円というのは非常に大きいんですよ。このことによって、やはりなかなか進まないところもあるのかなと。

京都府においては、京都府の「水環境構想・持続可能な污水处理に向けて」というのがございますが、これは令和5年3月に出されたものですが、令和5年から令和24年までの20年間の間に適正な污水处理をしていこうという取り組みがされております。

また、国のほうでは、令和８年度の浄化槽整備推進関係予算の中で、汚水処理人口普及率を９５％までしていこうということです。今、本町においては、下水も含めてそこまで行ってないと思うんです。汚水処理全体で見てもそこまで行ってないと思う。７０％ちょっとなんですよ。

そういった状況の中で、これも前回の令和４年のときのお話をさせていただきました。京都府の浄化槽ということで、宇治田原をはじめ、府内の五つの市町の中では、今で言う公共浄化槽ですね、自治体が浄化槽を埋設して、そして管理費として下水道並みの料金を徴収して維持管理をしていくという取り組みをされているんです。こうすることによって、非常に住民の方も汚水処理をしやすくなるんじゃないかなというふうに思います。

先日、１月でしたかね、住民の方からご相談を受けまして、その方は浄化槽の維持管理補助というお知らせを見て補助制度の申請に来られた。ただ、そのお宅は単独の浄化槽だったんです。そこに単独とも何も書いてないから、浄化槽の維持管理補助で、その合併処理浄化槽しか対象になりませんと言われて大変怒っておられましたけど、何とかならないかということなんです。その方は高齢者でお二人住まいで年金生活だと。住宅を買われたときには単独の処理浄化槽があるわけですよ。それを合併処理に変えようとしても敷地がそこまで広くないという中で、年金生活でそんなことをやれと言われてもできないということだったんです。そういったことを解決しようとすると、国が今進めている公共の浄化槽だと思うんです。これは個々の敷地に設置する、また、そういう設置する場所がない場合は、共同の浄化槽を近くに設置して、そこまで下水と同じように管で持ってくるとやり方も、これも国の補助制度としてあるわけですね。やはりそういった困っておられるところというのは、公共のそういう浄化槽の制度というのが必要かなと思うんですが、町長いかがですか。

○議長（畑 武志君）

町長。

○町長（馬場正実君）

答弁させていただきます。

私にとって下水、水道に関しましては、企業会計の1丁目一番地の話になってくるかと思います。実のところ言いますと、令和5年に就任しました、すぐその年ですけども、京都府のほうに今の点について申し入れをさせていただいた。全国でも初めてだということ言われたんですけども、その当時、京都府の下水道課長が国から来られた方で、それはどういうことかといいますと、できることであれば、和束町においてはマンホールポンプのある位置に全部浄化槽を設置したいと。それができれば集合でいけると。これは昔で言う農配水です。この方向で行くと、何とかならないのかという提案でございました。これはどこから来たかといいますと、東日本大震災後、浄化槽の機能が物凄く上がりまして、3,000人とか5,000人の浄化槽も整備されていくということがあったので、それを逆に使えないかということで提案をさせていただいた経過がございます。そういった経過の中で、今の話についてはどうしていくかという点。

それと、もう1点につきましては、うちの下水道の処理施設というのは、一応動いてはいますけども、20年を超えているという状況で、私としても一応動いているとしか今言えない状況の中にあって、あれを新設するとなれば恐ろしい費用がかかるということが目に見えてます。これは水道の西部水源と同じような状況にあるということでございます。まずは料金改定等も含めながら一定の整理をしていきたいということも思いながら、できることであれば集合から集落に、集落から単独にということで行きたいということもあるんですけども、若干これについては整備の中で指摘されてる部分としてあるのは、まず個人の敷地の中に公共のものを入れるというのはなかなか難しい財産的な問題とか、その辺も含めて検討していかなければならないということがございまして、今、担当課のほうでは、下水道の在り方についてということで今検討させてます。これがここ一、二年で一定のまとめを出してくるということが出

めますので、これに合わせて、私が職員時代から課題として継続している点について、できるだけ早い時期に解決できるよう持っていきたいと考えておりますので、ご理解のほうをよろしくお願いします。

○議長（畑 武志君）

4 番、高山豊彦議員。

○4 番（高山豊彦君）

今、町長が言われたように、全国の中でそういう小さな自治体で、これまで下水道を整備されてこられたところというのは、下水道から単独の浄化槽のほうに転換していっているところもございます。それに対して国も補助制度を設けているというところがございますので、それにつきましては、下水道をどうするのかという中で検討していただけたらというふうに思います。

先ほどもありましたが、今の補助制度ですね、設置する場合の補助制度と維持管理の補助制度色々ございますが、この設置する場合でも、やはり国はいろいろと補助制度を設けているわけですね。今現在、和束町では5人槽で33万円ほどなんです、それに加えて、設置するときの宅内の配管というのは30万円ほど補助制度がある。また、単独の浄化槽なり、汲み取り層の撤去費用、また別の用途として使う場合の消毒であるとか、清掃であるとか、そういった費用も含めて9万円ほど国のほうから補助制度があるという状況なんですね。そういったところで、府内の中でも多くの自治体で取り組まれているんです。

南山城村がこの4月から制度が変わりまして、単独の処理浄化槽の撤去費用として15万円、汲み取り便槽の撤去費用として12万円、また配管工事費用として33万円を補助するということになってます。なので、そういった国の様々な補助制度を活用する中で、もっと現在のこの浄化槽を管理されている世帯に対して補助制度があってもいいんじゃないかというふうに思うわけです。

それと、少人数高齢世帯に対する維持管理負担軽減事業というのが5年まで延長さ

れて、これが維持管理費の2分の1、国のほうから補助が出るんですよ。ということは、今現在1万1,000円しか出てないわけですが、先ほどの5万円を差額とすれば、国から2万5,000円の補助を受けられるんですよ。そういったことを活用すると、差額の4万円の補助も可能ではないかというふうに思うんですが、その辺り、これから国・府、また周辺の自治体の取組も参考にされながら、そういう補助制度の充実というのも含めて検討いただけたらと思うんです。公共浄化槽も含めて、これから地域によって差がない、そういった汚水処理を検討していただきたい。

住民の方からは地域差別だという声も聞こえてくるわけですよ。やはり下水道の場合はマイナスの部分は一般会計から繰入れをしてるわけですから、浄化槽については、設置のとき、また管理費の分しかないわけですからね、やはり本来はその差額、浄化槽の管理費とまたその世帯の下水道料金との差額の補助というのは、当然それぞれの世帯で必要であるというふうに考えていますので、最後に町長、お願いします。

○議長（畑 武志君）

町長。

○町長（馬場正実君）

答弁させていただきます。

今の高山議員に反論するわけではございませんけども、まず1点分かっていただきたいのは、うちがその補助事業制度を全部活用できないかということについては、一旦検討はさせていただいております。それは私の中の試算もあるんですけども、それはなぜかといいますと、下水道の計画地域内でまだ下水道をつないでいない方がおられます。この方に下水道をつなぐための家の中の宅配の工事を実施するのに補助金が出せないという状況の中で、浄化槽に対する補助金を出しても、その宅内を全部整備する補助金を出すとなりますと、そこでまたちょっと違和感が出たりということもあったりもしまして、その点については、若干今、差し押さえているというのが現実でございます。

ただ、今言われるように、総合的に和東町の下水道の在り方について、そのために検討しろという指示は私が就任以来出してますので、この検討の中で、その点について色々考え方が出てくると思いますので、そこまで時間というのはあれですけども、それを見た中で動かすということで、下水道の在り方についてもう一度しっかりと検討することを指示しながら前へ進みたいと思いますので、ご理解のほうをよろしくお願いいたします。

○議長（畑 武志君）

4 番、高山豊彦議員。

○4 番（高山豊彦君）

下水道に接続されていないというのは、やはり行政の指導だと思いますし、先ほども言われたように、それを下水道から単独になり、また集落排水なりにこれから検討していくということですから、その中で進められたらいいことだと思うんですよ。

それと、浄化槽の地域というのはそのままなんですよ。なのでやはり浄化槽の地域が、単独または汲み取りから合併処理に早く移行できるような取り組みをぜひお願いしたいと思いますので、前向きな検討をしていただけるよう期待しております。よろしく申し上げます。

以上で質問を終わります。

○議長（畑 武志君）

以上で、高山豊彦議員の質問を終わります。

一般質問の途中ですが、ただいまから午後 1 時 3 0 分まで休憩いたします。

休憩（午前 1 1 時 3 0 分～午後 1 時 3 0 分）

○議長（畑 武志君）

休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

山本達也議員。

○3 番（山本達也君）

それでは、私、山本のほうから、通告書に基づきまして一般質問させていただきます。

第1番目に、府道5号線、木津信楽線のダンプカー無謀走行に対する警告はということで、最近、非常にダンプが多く通行しておりまして、その中にはかなり無謀な運転をするダンプカーがあるということで、それに対して、1番目として、現在報告を受けているクレームの件数とその内容は、2番目として、町として無謀走行のダンプカーに対してどういう対処を現在しているか、第3番目に、交通ルールを厳守させる徹底した取組、それを関係団体等へ要請をしているのかというところをお伺いしたいと思います。

2番目に、町内の不使用施設の再生利用促進策はということで、1番目に和束茶カフェ横のガラスハウス、(2)老人福祉センター、この二つに対して再生利用ということを考えておられるかどうかお伺いします。

3番目、健康福祉交流センター、共同浴場、B & G海洋センターの利用料金の見直しはできるかということで、1番目として、交流福祉センターの各施設の利用実績と利用料収入は、2番目に、共同浴場の利用実績と利用料収入は、3番目、B & G海洋センターの各施設の利用実績と利用収入はということで、それぞれどれぐらいの利用実態があって、特に2番目は値上げをされた前と後でどれぐらい利用収入の差があるか等をお伺いしたいと思います。

4番目、町道の補修作業の進捗状況はということで、過去10年に遡り、各区からの要望実態や要望数とそれらの要望に対する補修の実績をお伺いします。

2番目として、今年度決まっている実施予定の補修予定地区とその場所はどこかということをお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（畑 武志君）

町長、答弁。

○町長（馬場正実君）

それでは、議長のお許しをいただきましたので、山本議員からいただきました一般質問 1. 府道 5 号線のダンプカー無謀走行に対する警告は、（１）現在、報告を受けているクレーム件数と内容は、（２）町として無謀走行のダンプカーに対しどういう対処をしているか、（３）交通ルールを厳守させる徹底した取組の要請は、大きな 2 番、町内の不使用施設の再利用促進策は、大きな 3 番、健康福祉交流センター共同浴場、B & G 海洋センターの利用料金の見直しはできるのかについて答弁させていただきます。

最初に大きな 1 番、府道 5 号線のダンプカー無謀走行に対する警告は、（１）現在報告を受けているクレーム件数と内容は、（２）町としての無謀走行のダンプカーに対しどういう対処をしているか、（３）交通ルールを厳守させる徹底した取組の要請はについて答弁させていただきます。

主要地方道木津信楽線における大型車両の通行は、鷲峰山トンネル開通に伴い、大型車両の通行量が増大しているのは承知しています。議員ご指摘のダンプカーについては現在 2 種類ありまして、一つは鷲峰山トンネルの残土運搬車で、京都府発注工事現場への運搬車、もう一つは、新名神高速道路産業廃棄物運搬車と確認しています。

ご質問の（１）の現在の報告を受けているクレーム件数の内容は、現在、私のところまでクレームが届いていることはございません。令和 7 年度については結構ございましたけども、令和 8 年度については全然クレームは上がっておりません。

また、（２）町として無謀走行のダンプカーに対してどのように対処しているのかについては、令和 7 年度、以前センターラインをはみ出す大型車両が散見されるという苦情があったことから、主要地方道木津信楽線に設置されている電光掲示板に、道路管理者を通じ注意喚起を依頼しました。

また、（３）交通ルールを厳守させる徹底した取組の要請を含め、所管する木津警察署と協議し、スピード違反や無謀運転の取締り強化など、不定期に行っていただい

ています。いずれにせよ、道路管理者の京都府山城南土木事務所所管の木津警察署と連携を密にし、注意喚起、啓蒙啓発活動には努めてまいります。

次に、大きな２番、町の不利用施設の再生利用促進策はについて答弁させていただきます。

和束町が管理する公共施設につきましては、一般財産を除き全て行政財産として管理していますので、目的外使用することは原則できません。議員が言われる不利用施設に当たる施設は現在存在しないと判断します。ただし、旧診療所のように、その目的を終えた施設の場合、議会の議決を得て条例を改廃することで行政財産から一般財産に変更することができますが、一般財産におきましても、一定、使用目的を定めています。例えば、旧診療施設につきましては、c h a n o v a の建設に伴い、取り壊した倉庫として使用する整理をしています。また、全ての施設建設において目的債を活用しておりますので、施設自体に縛りがあり、目的外に使用しますと補助金の適正化に関する法律、いわゆる適化法に抵触しますので、再生利用などを検討する場合、関係機関とも慎重な協議を行い、借り入れた起債についても償還を終えるなどの手続を行う必要があります。

次に、大きな３番、健康福祉交流センター、共同浴場、B & G 海洋センターの利用料金の見直しはできるのかについて答弁させていただきます。

公共施設の使用料金につきましては、議員もご承知のとおり、条例により決められているもので、見直し等についても議会の議決が必要となります。公共施設の使用に当たっては住民が等しく公平に使用できるよう、一定の税を投入することで可能な限り安価な設定がなされており、また「c h a n o v a」のように使用者から応分の負担を頂くことで施設全体の管理運営に充当しています。

以上、山本議員からいただきました一般質問の答弁とします。

なお、その他各施設ごとの利用・活用状況の詳細については、担当課長のほうから答弁をさせます。

○議長（畑 武志君）

建設農政課長。

○建設農政課長（今西 靖君）

それでは、私のほうから、山本議員の一般質問に答弁させていただきます。

大きな2番、町内の不利用施設の再生利用促進策は、（1）和東茶カフェ横のガラスハウスについてですが、町内の主要施設につきましては、人口減少や厳しい財政状況の中、新たな施設整備を行うのではなく、既存施設を有効活用していくことが重要であると認識しております。ご質問の和東茶カフェ横のガラスハウスにつきましては、これまで国民文化祭や茶源郷まつりでスケッチやフォトコンテストの会場として活用したり、活性化センターへの新商品開発委託事業として、水菜やミニトマト、ハーブの栽培をしてみましたが、令和6年度を最後に、現在は十分な活用に至っていない状況でございます。

しかしながら、当施設は和東茶カフェに隣接し、観光振興の拠点として高いポテンシャルを有しているものと考えております。今年度着手予定のオープンエアミュージアムの考えの下、和東茶カフェ周辺をフィールドとして捉え、観光、体験、交流、宿泊などを一体的に結びつけた地域づくりを進めております。

ガラスハウスにつきましても、こうした取組の中で来訪者への情報発信や交流の場、体験プログラムの実施スペースなどとして活用することを含め、対象施設の一つとして検討しているところでございます。

今後につきましては、施設の状況や活用ニーズを踏まえながら、関係団体とも連携し、本町の観光振興や交流人口の拡大につながる施設として有効活用を図ってまいりたいと考えています。

続きまして、大きな4番、町道の保守作業の進捗状況は、（1）過去10年に遡り、各区からのその要望実態や要望数とそれら要望に対する補修実績はについてですが、ご質問の過去10年間における各区からの要望実態及び要望数、またはそれらに対す

る対する補修実績につきましては、毎年度、道路舗装の損傷、側溝の修繕、路肩補修、法面对策、交通安全施設の設置・修繕など、多岐にわたる要望をいただいております。また、小規模な修繕につきましては職員の直営作業により対応したり、材料支給により区で補修作業の対応にもご協力をいただいております。

なお、過去１０年間の要望件数及び補修実績につきましては、各区から９８の要望書、件数にして２７０件の要望が提出され、対応済み９０件、対応中２２件、未対応１５８件となっております。

なお、未対応箇所の主な理由といたしましては、工事費が増大となるために検討が必要、家屋移転や地元区での用地協力等の調整が必要、町道でないため対象外といった理由となっております。

次に、（２）今年度決まっている実施予定の補修予定地区とその場所はについてですが、今年度の町道補修につきましては、各区から提出いただく要望や道路パトロール等による現地確認の結果を踏まえ、道路の損傷状況や利用状況、安全性の確保などを総合的に勘案しながら優先順位をつけて実施する予定となっております。現在補修箇所の選定及び施工時期の調整を進めておりますが、年度途中においても新たな要望や災害等による緊急性の高い案件が発生する可能性があることから、現在で特定の地区や場所を固定的にお示しする段階にはございません。

今後も各区からの要望内容や現地状況を十分確認しながら、限られた予算の中で効率的かつ効果的な補修を進めてまいりますので、ご理解をいただきますようよろしくお願いいたします。

以上、私から山本議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（畑 武志君）

保健福祉課長。

保健福祉課長（但馬宗博君）

それでは、山本委員からありました一般質問のまずは大きな２．町内の不使用施設

の再生利用促進は、（２）老人福祉センターについて答弁させていただきます。

老人福祉センターについては、一定、健康福祉交流センターの完成により、令和６年度末でその機能等を健康福祉交流センターへ移転している状況でございます。現時点では、議員ご指摘のとおり、建物は未利用の状態でございますが、一定、指定避難所として指定されているところでございます。しかしながら、日常の再利用に関しましては、ご質問のとおり、利用は休止していると言わざるを得ませんが、管理として訪問し、内部の確認等は行っております。

については指定避難所であることから、特段、１棟貸し等の再利用は難しいと思いますが、町長の答弁にもありましたように、利用可能な範囲におきまして、再利用も一つの考え方として今後の検討課題としていきたいと考えているところでございます。

続きまして、大きな３．健康福祉交流センター、共同浴場、Ｂ＆Ｇ海洋センターの利用料金見直しはできるか、（１）健康福祉交流センターの各施設の利用実績と利用収入はについて答弁させていただきます。

部屋別において、利用実績人数、収入金額を報告することで答弁とさせていただきますと思います。

まずは多目的ホールでございます。利用人数が延べ人数でございますが、６，７６２人、利用料収入が１３６万９，８００円。

会議研修室１・２でございますが、利用人数が同じく延べ６８６人、５万４，６００円でございます。

調理実習室でございますが、利用人数が２０９人、収入が５万１，４００円でございます。

和室、利用人数が６６人でございますが、利用料収入が２万６，６００円でございます。

合計利用人数、延べ人数７，５２３人、合計利用料が１５０万２，４００円でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上で、山本議員からの一般質問の答弁とさせていただきます。

○議長（畑 武志君）

人権啓発課長。

○人権啓発課長（竹谷徹也君）

続きまして、私のほうからは、山本議員からのご質問３の（２）共同浴場の利用実績と利用料収入はについてお答えをさせていただきます。

令和７年度利用実績人数は、合計といたしまして１万５,８１３人で行いました。１日当たりの平均人数は、令和７年度稼働実績日数３２５日より算出いたしますと、約４９人になるところです。前の年度の比較といたしましては、令和６年度利用実績人数は合計１万８,６７３人でありましたことから、２,８６０人の減、パーセントではマイナス１５.３％となっております。

続きまして、令和７年度利用料、収入額につきましては、３２１万４,７４０円で行いました。前の年度との比較といたしまして、令和６年度利用料、収入額は２６１万４,５９０円でありましたことから、６０万１５０円の増、パーセントではプラス２３％となっております。

なお、入浴料につきましては、これまで３回改正が行われております。現在の料金は令和６年１０月より改正されております。町内７０歳以上の方１００円、町内大人２００円、町内子ども１００円、町外大人４００円、町外子ども２００円となっております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（畑 武志君）

まちづくり応援課長。

○まちづくり応援課長（中尾政弘君）

続きまして、私のほうから、山本議員の一般質問の大きな３.健康福祉交流センター、共同浴場、Ｂ＆Ｇ海洋センターの利用料金見直しはできるかの（３）Ｂ＆Ｇ海洋

センターの各施設の利用実績と主利用料収入はについて答弁させていただきます。

まず、令和５年度、２０２３年度の実績でございますが、アリーナが３，２５１人、トレーニングルームが２４９人、合計３，５００人で行いました。

利用料収入は３７万９，７００円、管理等に係る人件費を含めた費用の合計は３９万８，６９４円で行いました。

続きまして、令和６年度、２０２４年度の実績でございますが、アリーナが２，４４６人、トレーニングルームが１，６９１人、合計４，１３７人で行いました。

利用料収入は３３万２，０５０円、管理等に係る人件費を含めた費用の合計は１，０８２万６，３４７円で行いました。歳出の金額が前年より多くなったのは、照明設備をＬＥＤ化したものでございます。

続きまして、令和７年度、２０２５年度の利用実績でございますが、アリーナが２，０６１人、トレーニングルームが１，３３８人、合計３，３９９人で行いました。

利用料収入につきましては２６万５，９１０円、管理等に係る人件費を含めた費用の合計は７３万８，１８６円で行いました。施設内の漏水対策工事や除草や倒木、伐採の処理に費用がかかったものでございます。

以上、山本議員の一般質問への答弁とさせていただきます。

○議長（畑 武志君）

３番、山本達也議員。

○３番（山本達也君）

ありがとうございます。

それでは、個々について質問させていただきます。

まず、１番目ですね、府道５号のダンプカーの無謀走行ということなんですけれども、今、町の方からも色々お声がありまして、かなり危険な運転をしているダンプカーがあるということも聞いておりますし、私も実際に、場所でいうと弥勒磨崖仏の前でそういった暴走トラックが３台連ねて走っていると、ちょうど対向で走ってたんです

けれども、確実に対向車なので、制限速度を超えてるかどうかなんですけれども、かなり高スピードで、もちろん40キロというレベルではない60キロ以上は出てるだろうなというようなダンプが3台、センターラインを多分50センチ以上超えて暴走してきた対向車として私は通ったことがあります。かなり大きな車両ですので、圧力もありますし、自分たちが通っているという、そういう意識、お前がそこをどけというようなぐらいの勢いで走ってきていると。これね、町長、今まで注意喚起、センターラインを越えるなどか、警察の方が時々そういう取り締りをすると思うんですけども、実際なくなっていないですよ。いろんな方から、ダンプは何とかならないかという声をお聞きします。なくなっていない、これをどうするかということを聞いているんですね。

注意喚起は必要だと思うんですけども、現実問題として無くなっていない。もっと強制力のあるような何かをすべきじゃないか。例えば、府道5号を走っていると、最近やたら取り締りが多いから、そこは安全に走らないとまずいよというような意識づけをするぐらいのもうちょっと大胆といいますか、取り組みをしないとなくならないと思うんですよ。

こういった声がある中で、それを全く無視されているわけじゃないんですけども、実際にはそういうダンプが減っていないということで、仮に、この町は軽自動車が多に多いですから、そういった軽自動車とダンプが衝突をして、最悪その運転手の方が亡くなられた場合、今までこういったことを散々言ってきたのに、やっぱり起こるべくして事故が起こってしまった場合、誰がどう責任を取るんですか。この辺のところは町長、いかがですか。

○議長（畑 武志君）

町長。

○町長（馬場正実君）

答弁させていただきます。

今の山本議員の再質問につきまして、私がどうこう言うところにつきましては、なかなか難しい答弁になると思います。まずもってこれ道路管理者である京都府、また道路の通行規制につきましては警察になりますので、私が言えることは啓蒙啓発しかないというのが現実でございます。

これに対してどういう話になるかといいますと、最終的な責任はドライバーに行く。ただ、ドライバー側としても勝手にそこ走ってるわけじゃなくて、そこを走るべくして走るような指導は工事発注者が行っているということで、工事発注者にその話をしますと、やっぱりきちっと前にマスクと僕らは言うんですけども、どこどこの工事で、誰に雇われて、このダンプが走ってるということも出しているということなので、うちはそこも含めて指導していくしか方法はないので、これについては止むことなく、私も同じことを思っています。止むことなく警察との協議、それから道路管理者である京都府との協議、これは会うたびにその話をしていますので、そこについては和束町として規制するような法律とか、そういうものがないというのが現実ですので、そこについてはご理解のほうを願いたいと思います。

○議長（畑 武志君）

3 番、山本達也議員。

○3 番（山本達也君）

おっしゃった意味はよく分かるんですけども、もう少し町長としてというか、町としてですね、もう少しなんでしょうね。もっと強く要請をしていただけたらなと。その関係部署にですね、その辺のところはお願いしたいと思います。

本当に事故が起こってからでは遅いので、かなり危険な暴走ダンプカーがいるということも事実ですので、その辺のところははっきり言っていただいて、極力、安全走行をしていただくように、もっと強い注意喚起をお願いしたいと思います。

2 番目です。町内の不使用施設の再生利用ですね、今のガラスハウスにしても、老人福祉センターにしても、これは今利用されてないという状況で、それをほかの用途

で使うことができないというふうな中で、これは今後どうなっていくんですか。直しもしない、要するに、放置して使わないということになるんでしょうか。町長、その辺はいかがですか。

○議長（畑 武志君）

町長。

○町長（馬場正実君）

町の方針として、私のほうからまず答弁させていただきます。

先ほど担当課長のほうが答弁しましたように、再利用に関する考え方については、各担当課のほう方でいろいろまとめた上で意見が上がってくると。これに対しては住民の声をまとめた形になると思いますので、この辺については担当課のほうが今後どう考えていくのかというのは、まず検討するというところでございます。

ただ、町としまして、今言われるように、不使用施設の使い方については、ウルトラCという言い方おかしいですけども、例えば例で言いますと、今、休園をしている東保育園につきましては、東区の公民館として使えるような形を取ってみたりとか、それから共同作業所については、今ふれあいサロンで使える形にしてみたりとかということで、範囲の中でいろんな方法というのはあると思うので、それに対しては知恵を出していただけたらというふうに思いますけども、現実問題、私も担当時代いろいろほかの使い方ができないかということで検討させてもらったんですけども、なかなか難しいのは、もともとの施設としての建てた形、今、福祉課長が言いましたように、機能は全部「c h a n o v a」に來ましたけども、もともとの施設の形というのはありますので、この辺については、サークルの練習場所になって、ここで発表場所になるとかというような形を使うとか、色々な方法というのは、住民の方と担当課の中で協議をしながら前へ進めていくしかないと私は思っていますので、放置するという気持ちは全然ございませんが、その一定期間すぐ移行できるものと若干時間がかかるものには差はあると思います。

ガラスハウスにつきましては、4回、一番初めはお茶をやりました。お茶がうまく水耕でいかなかったのでトマトをやりました。トマトをやった後にバラをやりました。バラをやった後に今度は水菜、水菜をやった後に堆肥をやったりとか、あの施設自身は基本的に研究施設ということで元々作っていますので、それに対応するような事業、また、それが住民に波及していくような試験的なことをやっていきながら前へ進めてくると。ただ、これは令和6年にそういう事業を一旦打ち切りましたので、今はあの状態になっているということでご理解願いたいと思います。

○議長（畑 武志君）

3番、山本達也議員。

○3番（山本達也君）

ありがとうございます。

先ほど不使用施設はこの町にはないと仰られていましたけれども、不使用施設があるわけで、現実問題として、使っていないあの施設をどうするかということは考えていけないと思うんですね。どちらも使うとなれば、何らかの修繕が必要であろうと思うんですけれども、これは修繕をしてまで使うようなメリットがあるというか、そういうことができるのかどうかというのはどうでしょうか。

○議長（畑 武志君）

町長。

○町長（馬場正実君）

答弁させていただきます。

その考え方につきましては、私もどうかというのはあるんですけども、これは使えます。そういう補助金もなきにしもあらずです。探せばいっぱいあります。そういう形で提案をしていただく中で使うというのは可能だと考えています。

ただ、もともとの施設の行政財産ですので、そこからどれだけ逸脱できるかということですね。その部分に関しては、今の段階では福祉施設としての再利用、もしくは

は今、研究施設としての再利用というのが一番安価にいくのかなというふうに私は思っています。

○議長（畑 武志君）

3 番、山本達也議員。

○3 番（山本達也君）

ありがとうございます。

そうですね、どんどん荒廃していくとか、朽ちていくということで、使わないともちろんもっとそれがひどくなっていくと思いますので、そういった施設をできるだけ使っていくような方向で考えていっていただければと思います。

何とかしてできる方法を探るということで、探っていっていただきたいんですけども、国のほうもそういった形で、何らかの制約があるようなことに対してこれからそういった制約を取り払うような流れを今やろうとしていて、内閣府とかもそういったものを結構出してきてますので、そういった中で、ある規制がかかっているからできないというようなことは、何らかの形で打開していくような方向になればいいなというふうに思います。

では、3 番目、健康福祉交流センター、共同浴場、B & G 海洋センターの料金見直しということで、今それぞれの金額等を言っていただきました。まず1 番、健康福祉交流センターのほうの利用に関してなんですけれども、町の方々の声を聞くと、やっぱりちょっと利用料金が高いので使いづらいというような声が非常に多く聞かれます。ほかの周辺の自治体と比べてそれがどうなのか、そこの施設の内容にもよりますから何とも言えないんですけれども、確かに、ちょっと借りるとなると安価ではないというのは分かりました。あそこを利用している先ほどおっしゃっていただいた人数ですとか金額の中で、多分、社会福祉協議会が使っている割合というのは結構多いものなんでしょうか。これと担当の課長、いかがでしょうか。

○議長（畑 武志君）

保健福祉課長。

保健福祉課長（但馬宗博君）

ただいまの山本議員のご質問にお答えさせていただきます。

回数としましては35回でございまして、金額でいいますと7万6,200円の売り上げということになっております。

以上でございます。

○議長（畑 武志君）

3番、山本達也議員。

○3番（山本達也君）

ありがとうございます。

この利用であまり多い少ないは分からないかもしれないですけれども、最も多く使われているというのは、どこが使ってるよというのは分かるものなのでしょうか。

○議長（畑 武志君）

保健福祉課長。

保健福祉課長（但馬宗博君）

ただいまの山本議員のご質問にお答えさせていただきます。

最も多く使われておりますのは、役場の事業でございます。

以上でございます。

○議長（畑 武志君）

3番、山本達也議員。

○3番（山本達也君）

ありがとうございます。

役場の事業ということで、その中での金額とか人数がかなり多いということでしょうか。そうですか。ありがとうございます。

健康福祉交流センター自体が健康福祉ということで使われるということがメインと

ということで伺っていますので、もちろんそういった形での使い方になるんだと思うんですけども、もう少し町の方があの場所に来やすくなるといいますか、来たくなるような何か取り組みですとか、中にそういった簡単な施設なりを造るような案というのは、今後ございますか。

○議長（畑 武志君）

保健福祉課長。

○保健福祉課長（但馬宗博君）

ただいまの山本議員のご質問にお答えさせていただきます。

また、そちらにつきましては、社協の方と協力しながら色々案を練っていきたい、このように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（畑 武志君）

3 番、山本達也議員。

○3 番（山本達也君）

ありがとうございます。

ジムマシンを置いているスペースが2階にあると思うんですけども、例えば、ああいうものが本当にあの場所でいいのかというか、非常に余った隙間に置いているような状況で、でも結構利用はされているような感じだと思うんですね。そういうふうな設計といいますか、あの建物自体をこういうふうに使おうとか、どう使おうとか、誰に利用してもらおうとか、そういうことの根本的なところが何かうまく噛み合っていないような気がするんですね。せっかく見晴らしのいい窓側があるにもかかわらず、何も見えないジムスペースで皆さんはマシンを使ってる。そういうふうなところも含めて、せっかくいい建物ができているのに、大体行ってもあまり町の方がワイワイ集ってるような雰囲気はほぼないと思うんですね。

確かに、診療所のところには人はいらっしゃいますけれども、あそこも待合室なの

か廊下なのか分からないところで座ってる。通行しようと思ったら、大きなモニターテレビが置いてあってそこは通れないとか、設計上、何でもこういうことになっちゃってるのみたいなことがやっぱり散見されるんですよね。建ってしまってるので、最初の設計段階の問題ではあるので、どうすることもできないんですけども、その建っている状態からもう少しもっと町の方があそこに集って楽しく使ってもらえるような何か仕組みづくりというか、そういったものはできないですかね。今後考えていかれますでしょうか。

○議長（畑 武志君）

保健福祉課長。

保健福祉課長（但馬宗博君）

ただいまの山本議員のご質問にお答えさせていただきます。

トレーニングマシンの置場につきましては、当初あまり設計段階では入れておりませんでした。確かにご指摘のとおり、置くところに非常に悩んだところでございます。しかしながら、場所はさておき、登録者70名を超えるほどの利用人数の登録がございまして、非常に快活に使っていただいているというところでございます。

また、部分的に設計というような部分のご指摘がございしますが、建築自体はなかなか変えられないですが、状況を見ながら変えられるところは使い勝手の部分でまだ検討していきたいと、このように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（畑 武志君）

3番、山本達也議員。

○3番（山本達也君）

ありがとうございます。

何とかもっと人が集うような、色々そこで楽しいイベントができるような、そういう施設になればいいかと思います。そういう施設になれば少々高い利用料金でも値打

ちがあるといいますか、金額に見合った形になるのかなというふうに思いますので、ぜひいろいろアイデアを出していただいて変えていっていただければと思います。

次に共同浴場のほうです。

共同浴場につきましては、年々、色々な形で非常に大きな赤字が出ているということをおっしゃられていますので、その辺は分かるんですけども、実際利用されてる方がそれほど多くないという中で、この値上げということ自体がどれだけ効果を発揮するのかというところも甚だ疑問を持っておりまして、今の値段を正当か正当じゃないかということになりますと、確かに、近隣市町村では同じような価格帯で町営銭湯をやってらっしゃるということもありまして、金額は妥当なのかもしれないですけども、よくあそこを利用されてる方は、年金をもらって利用されてる方が多くて、やっぱり日々何とかして切り詰めて暮らしてらっしゃる方がおられます。そういう方からの声を聞くと、やっぱり何とか元の料金に戻してもらえないかということと言われる方も何人かいらっしゃいました。

利用料金を戻すというのがもし大層であれば、例えば、今70歳以上100円っていうのを65歳以上100円にするとか、あと、回数券ですね、今2,000円で10枚っていうのを例えば2,000円で12枚にするとか、そういったような何かアイデアとか取り組みというのはできるものでしょうか。課長、どうですか。

○議長（畑 武志君）

人権啓発課長。

○人権啓発課長（竹谷徹也君）

山本議員のご質問にお答えをさせていただきます。

共同浴場で入浴いただく際には、先ほど申し上げました金額の入浴券を購入いただいております。利用に当たりましての見直しに関しまして、先ほど申し上げましたとおり、令和6年10月に行われたところでございますが、その辺のことに関しましての今後の見直しに関しまして、ちょっと政策的なところもございますので、私のほう

からどうかというのは差し控えさせていただきたいと思うんですが、やはり 2 年前ですね、関係団体の皆様方や地域の団体の皆様ですね、色々意見を聞かれたり慎重な協議が行われた上でこの改正は行われている。そして、改正に当たりましての議会での承認をいただいたところと認識はしております。

先ほど町長の答弁にもございましたとおり、山本議員も仰るとおりなんですけども、やはりできるだけ安価にご利用いただくということは、もちろん念頭に置きまして取り組んでいかなければいけないということは思っているところでございますが、今現在、何か具体的に減額をするというアイデアがあるというところはないところでございます。

以上です。

○議長（畑 武志君）

3 番、山本達也議員。

○3 番（山本達也君）

ありがとうございます。

本当は町長に聞くべきですね。ちょっと利用者が減ってきてるというのが気にはなっているんですけども、値上げ以降ちょっと減ってきているのかなということで、もう一度ご検討いただいて、その料金体系を一から変えるというんじゃなくて、先ほど申しましたように、70 歳以上 100 円じゃなくて 65 歳以上 100 円するとか、回数券を今 2,000 円で 10 枚しか出てこない。回数券というか、そのまま券を買っているのと同じなので、それを 11 枚にするとか、12 枚するとか、何かそういうふうな、よく使う方へのサービスというか、メリットというか、そういったものもあってもいいかと思うんですけども、その辺はいかがですか、町長。

○議長（畑 武志君）

町長。

○町長（馬場正実君）

答弁させていただきます。

まず以って共同浴場も、全般、山本議員が質問されていることに僕は同じような答えをしているんですけども、これも目的を持って当時は造られたものでございます。これはどういう目的を持って造られたかという、内風呂がない方が多い。特に風呂をしっかりと入っていただけるような、衛生的にもよくなるようなことで造られた施設でございますので、その当時は、地域の方に還元ができる施設でございました。

それを数年使ってきましたけども、その後、一般風呂に変わった関係で、誰でもというとおかしいですけども、門戸が広がって入っていただくと。これは地域の方にご理解を願ってこういう形を取らせていただいたという経過がございます。

令和6年の改定につきましては、先ほど担当課長が答弁したとおりでございます。それに対して何故これを作ったかといいますと、このときには地域の方と相談しながら、今の物価上昇等々、それから今、山本議員が言われたように、周辺の自治体における同様施設の価格対応を見た上で作ったということでございます。

それと合わせて大きく変わったのは、その後に色々な方が入るようになられて、目的が変わった形で入る方も出てきたと。特に町外の方ですね、そういう方が入るようになったということで、町外町内の料金に差をつけるということをしていただいたというのが、料金改定の経緯でございます。

今言われるように、そうしたら割引料金をつくればどうかという問題になるんですけども、これは確かに言われるとおりに政策的なことがあろうかと思います。ほかの公共料金で政策的にそういうことをしている部分があったりもしますので、割引料金というのは検討することも可能かと思います。これについても住民の声をしっかりとまとめていただいて担当課のほう上げていただく中で、またこの議場でそういう議論をさせていただける機会がありましたら、そういう議論をさせていただきたいと思いますので、その点についてはご理解のほうをよろしくお願いします。

○議長（畑 武志君）

3 番、山本達也議員。

○ 3 番（山本達也君）

ありがとうございます。

町内町外で分けるというのであれば、交流センターが町外の方が使うことは少ないかもしれませんが、そういったところもお考えいただければと思います。

最後 4 番、町道の補修作業の件なんですけれども、先ほど件数を言っていたきまして、対応済みですとか対応中、未対応ということがあって、過去 10 年ということで長いスパンで言ってしまったんですけれども、未対応のまま放置されてるといいいますか、未対応のまま手つかずになっている 10 年間ですね、10 年間に限らず、もう少し短いスパンでもいいんですけれども、要望され続けているにもかかわらず未対応になっている案件といいいますか、それはあるもののでしょうか。もしあれば、どれくらいあるか。例えば 3 年にしましょうか、言ってるけれどもまだ直ってないようなところってありますか。

○ 議長（畑 武志君）

建設農政課長。

建設農政課長（今西 靖君）

山本議員のご質問にお答えいたします。

10 年以上要望が出ているのに未対応の件数ですが、箇所としてはございます。ただ、件数としては、個別にはカウントはできておりませんが、主な理由としては、用地の関係でご協力いただけない、工事費が増大であるということと、そういった理由で、引き続き毎年要望いただいている箇所はございます。

以上でございます。

○ 議長（畑 武志君）

3 番、山本達也議員。

○ 3 番（山本達也君）

ありがとうございます。

他には特にはないですか。要望が出ていながら、そこはまだ施工されてないという
ような場所というのが、例えば、去年、一昨年要望したけども、まだそこまで間に合
ってないとかいうのはありますか。

○議長（畑 武志君）

建設農政課長。

建設農政課長（今西 靖君）

山本議員のご質問にお答えします。

要望の中には、10年までとはいきませんが、数年連続で出していただいていると
ころもございます。要望件数が多いものですから、現地確認した上、あと、迂回路が
あるかどうかとか、緊急性を勘案して優先順位をつけて、上位のものからやっていっ
てますので、優先順位が低い箇所については、数年連続で要望を出してもらっている
箇所もございます。

以上でございます。

○議長（畑 武志君）

3番、山本達也議員。

○3番（山本達也君）

ありがとうございます。

要望があるにもかかわらず、ずっと直してもらえないという声があったりとかする
のでお伺いしたんですけれども、そういったところというのは、何らかの形でそこが
まだ補修ができない場所なんですというような、相手の要望されてる方が納得できる
ような説明というのは、個々にされているんでしょうかね。

○議長（畑 武志君）

建設農政課長。

建設農政課長（今西 靖君）

要望に対する結果につきましては、文書を通じまして、区長のほうに、今年度から要望結果を報告させてもらう予定となっております。

○議長（畑 武志君）

3 番、山本達也議員。

○3 番（山本達也君）

今、今年度からとおっしゃってましたけど、それまでの年度ではそういった報告と
いうか、理由を説明するということはなかったんですか。

○議長（畑 武志君）

建設農政課長。

○建設農政課長（今西 靖君）

それまでは特に文書での回答というのはしてないんですけど、口頭を通じて連絡さ
せてもらっていた次第でございます。

○議長（畑 武志君）

3 番、山本達也議員。

○3 番（山本達也君）

ありがとうございます。

そうですか、文書で出されるのは非常にいいと思います。形にも残るので、できればそういったところというのは、やっぱり何らかの形で困っているのが要望されてる
と思いますので、できるだけ解決に向けて動いていただくような方向でやっていただ
けたらなというふうには思うんですけども、先ほど決まってる場所は示せない、何
が入ってくるか分からないのでということで、今年度の予定は分からない、言えない
ということだったんですけども、今6月も半ばにかかるところで、ここで計画が決
まってないというようなことは多分ないと思うんですけども、何が入るか分から
ないということで決まってないということをどういうふうに理解したらいいでしょう
かね。

○議長（畑 武志君）

建設農政課長。

○建設農政課長（今西 靖君）

山本議員のご質問にお答えいたします。

現在、予算上は予定している箇所がございます。ただ、まだ区からの要望も出そろっておりませんので、これから区からの要望によりまして緊急性の高い要望もあるかもございません。また、台風等によって災害等で採択されない町道の補修等も入ってくるかも分かりませんので、現時点では固定的に箇所の指定はできないというところでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（畑 武志君）

3番、山本達也議員。

○3番（山本達也君）

ありがとうございます。

予算枠があるので、そこに何が入ってくるか分からないので、その予算を使うようなことが最初に先にできないという感じで受け取ってよろしいんですかね。

そうではあると思うんですけども、実際に要望されてる方というのは、本当に何とかしてほしいという切なる願いで言ってらっしゃる中で、その理由だけで長引かすのはどうかなというのもあるにはあるんですね。そういったところに関しても丁寧な説明はやっぱり必要なのかなというふうに思います。

区長宛にぽい投げでという言い方は申し訳ないですが、文書を出して読んでおいてくださいます的な感じじゃなくて、特に要望を激しくとか、もし待たせているようなところであれば、やっぱり誰かが行ってちゃんと話を説明するというような取り組みも必要ではないかなと思いますので、その辺も今後検討していただければというふうに思います。

あと、全体なんですけれども、色々な課題が多分町の中でたくさんあると思います。

できましたら、いろんな課題に対して取り組むときに、何とかしてやる方法を考えて
いただきたいなど。できない理由は色々山のようにあると思うんですけども、その
できない理由を考えるのではなく、何とかしてできる手段、できる方法を考えて、町
の抱えているいろんな問題に取り組んでいただけるようになればいいなと思います。

私からの質問は以上です。

○議長（畑 武志君）

山本達也議員の一般質問を終わります。

一般質問の途中ですが、ただいまから２時３５分まで休憩いたします。

休憩（午後２時２９分～午後２時３５分）

○議長（畑 武志君）

休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

岡本正意議員。

○７番（岡本正意君）

皆さん、こんにちは。日本共産党の岡本正意です。ただいまから一般質問を行います。

まず、第１に、深刻化する物価高騰から暮らしを守る途切れない支援をについて伺います。

２月２８日から続いているアメリカ、イスラエルによるイラン攻撃、戦争によるホルムズ海峡の封鎖は、世界的な経済の混乱と危機を引き起こしております。中東からの石油等に深く依存している日本の産業や国民生活は多大な影響と被害を受け、従来からの物価高騰に加え、ますます厳しさが増す事態となっております。そこで伺います。

１点目に、イラン戦争によるさらなる物価高騰、ナフサ不足などの暮らしや生業への影響を町としてどう把握、認識し、この６月議会でどう対応するのか答弁を願います。

2 点目に、水道料金の軽減や L P ガス料金補助、汲み取り手数料軽減など、町独自の支援をこの 6 月補正予算での具体化を求めたいと思います。答弁をお願いします。

第 2 に、ごみ処理の受け入れ先、クリーンセンターの今後の方向性について伺います。

2 0 1 9 年のクリーンセンター休止以降、ごみ処理は伊賀市の三重中央開発に委託しております。先日の報道にもありましたが、この間、東部連合を構成する南山城村や笠置町では、伊賀市、名張市との新たな焼却施設整備をめぐって様々な動きがあったところです。そこで伺います。

1 点目に、今後のごみ処理受け入れ先の確保への町としての方針はどうお考えですか。新聞報道では、「具体的に決まっていることはないが、府や近隣自治体と協議を進めている」と答えておられますが、明確な答弁を求めます。

2 点目に、休止中のクリーンセンターの地盤崩壊対策や廃炉に向けての方針はどうお考えでしょうか、答弁願います。

第 3 に、公共施設の有効利用のためにについて伺います。

今回の質問では、二つの施設について取り上げます。

1 つ目は、健康福祉交流センターの施設利用料の減免制度整備を直ちに求めます。

2 つ目に、体験交流センター施設機能等の再整備をについてです。

体験交流センターは各種会議をはじめ文化活動など様々な目的で使用されているとともに、災害時の指定避難所でもあり、元々宿泊施設の機能も備えている公共施設です。施設の機能や設備を適切に維持・管理すれば様々な目的・用途で有効活用できると考えます。そこで伺います。

1 点目に、浴室、厨房を使用可能な状態に回復すべきではないでしょうか。

2 点目に、和室の畳、または机や椅子などの備品類の入れ替えが必要な時期に来ているのではないかと思います。答弁をお願いします。

最後に第 4 に、援農者の受け入れの促進の方向性について伺います。

1 点目に、この 3 月に策定された「後期基本計画」でも、「担い手育成と援農の推進」として「農繁期における援農者の受け入れ促進」と述べておられますが、町として具体的な支援についてどのように考え現在取り組んでいるのか、答弁をお願いします。

2 点目に、援農者の確保や受け入れは各農家の責任との側面もありますが、農家任せでは負担も大きく、進まない側面もございます。町で全て責任を負えるとは思っておりませんが、茶業を基幹産業と位置づけ、援農者の受け入れをまちづくりでも位置づけておられる町としても、受け入れ施設などの整備・確保を進める必要性があるのではと思いますが、いかがでしょうか。

3 点目に、町として援農者の実態把握に努め、相談体制や援農者の地域での生活への支援などで取り組みを強化すべきではないかと考えておりますが、どうお考えでしょうか、答弁をお願いします。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（畑 武志君）

町長。

○町長（馬場正実君）

それでは、議長のお許しをいただきましたので、岡本議員からいただきました一般質問 1. 深刻化する物価高騰から暮らしを守る途切れない支援を、（1）イラン戦争によるさらなる物価高騰、ナフサ不足の暮らしやなりわいへの影響を町としてどう把握、認識し、6 月議会でどのように対応するのか、（2）水道料金軽減、LP ガス料金補助、汲み取り手数料軽減など、町独自の支援を 6 月補正予算で具体化を、大きな 2 番、ごみ処理の受け入れ先、クリーンセンターの今後の方向性は、（1）今後のごみ処理受入先の確保へ、町の方針は、（2）クリーンセンターの地盤崩壊対策、廃炉に向けての方針は、大きな 3 番、公共施設の有効利用のために、（1）健康福祉センター施設利用の減免制度整備を直ちに、大きな 4 番、援農者への受入れの促進の方向性はについて答弁させていただきます。

最初に、深刻化する物価高騰から暮らしを守る途切れない支援を、（１）イラン戦争によるさらなる物価高騰、ナフサ不足の暮らしやなりわいへの影響を町としてどう把握、認識し、６月議会でどのように対応するのか、（２）水道料金軽減、ＬＰガス料金補助、汲み取り手数料軽減など、町独自の支援を６月補正で具体化をについて答弁させていただきます。

冒頭、開会の挨拶でも申しましたとおり、令和７年度決算速報値から見ますと最終的には黒字決算となりましたものの、依然、和束町財政は厳しく、財政調整基金への積み込み、減債基金への積み込みを行わないと近未来に起債の返済額が増大し、財政再建団体になることは想定範囲内でありながら、老朽化した水道施設の改修や橋梁などのインフラ整備は待ったなしの状況下であり、慎重かつ大胆な行政運営が最大の課題になっていることは言うまでもありません。私としましても、住民の安心安全な生活の一助となるような行政運営を継続させさせることは重要な責務と痛感しているところです。

６月補正での対応はという質問に関しましては、昨年度から経済対策交付金の積み残しを合わせ、過日、国会成立しました経済対策交付金を合わせまして、１世帯、茶源郷ポイント２万円をお配りできるよう今準備を進めています。交付日につきましては、７月１日を目途に準備を進めていますので、２日目にご提案させていただきます令和８年度一般会計補正予算にご賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

次に、大きな２番、ごみ処理の受入先、クリーンセンターの今後の方向性は、（１）今後のごみ処理受入先の確保へ、町の方針は、（２）クリーンセンターの地盤崩壊対策、廃炉に向けた方針はについて答弁させていただきます。

まず、（１）今後のごみ処理受入先の確保へ、町の方針はについては、現時点で議会において報告できる状況にはまだ至っておりませんが、京都府の指導を仰ぎながら、府内のごみ処理施設管理団体と協議を進めている段階です。どの団体においても、設置当時の経緯や一部事務組合によっては構成自治体間における協議などがあり、一足

飛びに加入できる状況ではなく、団体が抱える諸問題の解決なども踏まえ、慎重かつ丁寧な協議に不測の時間が必要と判断していますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

次に、（２）クリーンセンターの地盤崩壊対策、廃炉に向けての方針はについてですが、クリーンセンターの地盤崩壊はまだまだ緩慢な動きを示していることから、本年度も定点観測を継続し、その数値を基に、地滑り専門技術者の指導を仰ぎながら必要な対策を講じるとともに、２町１村の財政状況、各々の自治体のごみ処理方法が確立できた時点から、廃炉に向けた協議に着手することになると判断しております。この問題につきましては、不測の時間を要すると考えておりますので、ご理解のほうをお願いいたします。

次に、大きな３番、公共施設の有効利用のために、（１）健康福祉交流センター施設利用料の減免制度整備を直ちにについて答弁させていただきます。

先の山本議員の一般質問にも関連した答弁をさせていただきました。また、担当課長からも答弁しましたとおり、施設の管理運営をしていく上で使用料は貴重な財源であるということは言うまでもなく、使用者に応分の負担についてご理解をいただき、ご負担いただくということでご理解を切にお願いしたいと思います。

最後に、大きな４番、援農者の受入れの促進の方向性について答弁させていただきます。

援農事業につきましては、私が職員時代に和束町雇用促進協議会の事業として立ち上げに関わった事業で、ほぼ定着したものと受け止めています。援農事業のシステムは、マッチングアプリのように外見から見ている分には、働きたい人と、働き手を探している人を結びつけるという単純な仕組みですが、実際の業務として仲介をするとなると複数の法律に抵触します。行政が直接できることは限られており、複雑かつ多様な知識が求められるだけでなく、責任の所在や民業圧迫にもつながりかねない案件でもあり、行政として最大限できることでサポートするしかない結論づけてき

ました。

このことから、受け入れ体制の促進、方向性について行政が直接関与するにはハードルが高過ぎるというのが現時点の考え方でございます。サポートしていくということが一番の大きな取組だと考えております。

以上、岡本議員からいただきました一般質問の答弁とさせていただきます。

なお、質問の詳細については各担当課長のほうから答弁させますので、よろしくお願いいたします。

○議長（畑 武志君）

保健福祉課長。

保健福祉課長（但馬宗博君）

それでは私から、岡本議員からの一般質問、大きな3、公共施設の利用のために、
（1）健康福祉交流センター施設利用料の減免制度整備を直ちにについて答弁させていただきます。

和東町健康福祉交流センターは、町民の皆さんの健康づくりや介護予防、世代を超えた交流、福祉、ボランティア活動などに幅広くご利用いただいただく施設でございます。この施設の運営には電気やガスなどの光熱費、建物や設備の修繕費、清掃や管理に係る人件費など、毎年まとまった費用が必要となります。しかし、和東町では人口減少と高齢化が進んでおり、限られた財源の中で今ある公共施設を将来にわたって維持していくことが大きな課題になっております。そこで、和東町では、健康福祉交流センターについては、施設を実際に利用される方には、その利用に応じて応分の負担をお願いするという受益者負担の考え方を基本とすることにしました。この考え方に基づき、利用料金は条例で定めた額をお支払いいただき、原則として減免は行わないこととしています。

特定の団体や活動だけを利用料の面で優遇してしまうと、施設を利用されない町民の方や同じように活動している他の団体との間で不公平が生じてしまいます。誰にと

っても分かりやすく公平なルールとするために、利用する皆さんに同じ基準で応分の負担をお願いするという整理をしているところです。

一方で、健康づくりや介護予防等などの取組については、部屋代の減免という形ではなく、別に予算補助、配分などを通じ、支援を行っているところでございます。

このように施設の利用料は一律に応分の負担をいただきつつ、公益性の高い活動や町が重点的に進めたい事業については、別枠の仕組みで下支えをしていくという役割分担を行っています。

以上の理由から、和東町健康福祉交流センターの利用料金については原則として減免を行わず、皆さんに応分の負担をお願いする方針としております。この施設を長く大切に使い続けていくための考え方でございますので、何とぞご理解とご協力をお願い申し上げます。

以上、岡本議員からの一般質問への答弁とさせていただきます。

○議長（畑 武志君）

まちづくり応援課長。

○まちづくり応援課長（中尾政弘君）

続きまして、私のほうから、岡本議員の一般質問の大きな3、公共施設の有効利用のためにの（2）体験交流センター施設機能等の再整備をについて答弁させていただきます。

最初に、①浴室、厨房を使用可能な状態に回復をでございますが、過去には本町の有機栽培茶業研究会が受け入れた国際ワークキャンプN I C Eの町内での活動拠点として毎年夏頃に使われておりましたが、現在は特段の使用はされておられません。しかしながらご質問の各施設につきましては、例えば浴室のシャワーや厨房のガスコンロ等、使用可能な状態は維持できていることを確認しております。

また、②和室の畳、机や椅子等の備品の入替えをでございますが、確認しましたところ、畳につきましては確かに古いものではございますが、擦り切れて使用に耐えな

いというような状況には至っていないと考えます。机や椅子もしっかりとしており、まだまだ使用できるものであると思われます。

以上のように、浴室や厨房、和室の畳や椅子、机につきましては、個々にはまだまだ使えるものであることは確認しておりますが、そのスペース全体について、一部修理や片づけが必要な部分もあるかと思われますので、利用者の声を聞きながら、また相楽東部広域連合と相談しながら対応したいと思います。

以上、岡本議員の一般質問への答弁とさせていただきます。

○議長（畑 武志君）

建設農政課長。

○建設農政課長（今西 靖君）

それでは、私のほうから、岡本議員の一般質問に答弁させていただきます。

大きな4番、援農者の受け入れの促進の方向性は、（2）町としての受入施設等の整備、確保の考えはについてですが、援農者の受入施設等の整備、確保につきましては、現在、援農者の多くが近隣地域からの通いによる従事であり、宿泊施設を必要としないケースが大半であると認識しております。

一方で、遠方からの援農者を受け入れる場合には、滞在先の確保が必要となりますが、本町には援農者の受け入れに対応できる民間宿泊施設がございません。そのため、宿泊場所の確保につきましては、受け入れ主体である雇用主が民間シェアハウスの活用や空き家所有者との個別調整などにより、確保いただくことが基本であると考えております。町といたしましては、援農者の受け入れは民間主体の取り組みであるとの考えの下、まずは受け入れ農家等による自主的な対応を基本としながら、必要に応じて関係機関との情報共有や相談対応等の側面的な支援を行い、受け入れ環境の充実に向けた支援に努めてまいりたいと考えております。

次に、（3）延納者の実態把握、相談体制、地域生活での支援等の取組強化をについてですが、援農者の実態把握、相談体制及び地域生活での支援につきましては、町

として可能な範囲で対応していくことが重要であると考えております。

一方で、援農者の雇用条件や賃金、労働時間、契約内容につきましては、雇用主と援農者との間で決められるものであり、町が個別に関与したり、相談に応じたりすることは適当でないと考えております。

また、援農者の確保や紹介につきましても、町は直接行うものでなく、受け入れ農家等において主体的に取り組んでいただくことが基本であると考えております。

そのような中で、町といたしましては、援農者の方が地域で生活する上で生じる困り事や不安に対して、相談があれば対応してまいりたいと考えております。

例えば、ごみの分別や収集日、公共交通の利用方法、行政手続きに関する事など、日常生活に関する相談については、関係部署とも連携をしながら必要な情報提供を行ってまいります。

今後も受け入れ農家や関係機関との連携を図りながら、援農者の方が地域で円滑に生活し、安心して生活できる環境づくりに努めてまいります。

以上、私から岡本議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（畑 武志君）

7 番、岡本正意議員。

○7 番（岡本正意君）

それでは、再質問させていただきます。

最初に、最後の営農者の受け入れについて、幾つかだけ確認をさせていただきたいと思います。

今の答弁ですと、町としては、いわゆるマッチング等については介入できないということであるとか、また受け入れ施設であるとか、そういったものについても、基本的には受け入れ農家の責任でやっていただきたいというような態度だというふうに思うんですけども、ただ、総合計画でもそういうふうに位置づけている以上は、今後、農家の現象であるとか、担い手不足ということもある中で、そういった方針を持って

おられるというふうに思うんですね。

町として、今、例えばどれぐらいの方が援農として来ておられるのかというのをどの程度つかんでおられるのか、また今後、和東のお茶を守っていくために、どの程度の援農者の受け入れというものを想定されているのか、その辺は何かありますか。

○議長（畑 武志君）

建設農政課長。

○建設農政課長（今西 靖君）

岡本議員のご質問にお答えいたします。

今現在の援農者の数でございますが、和東町で把握している援農者の数は70人前後となっております。和東町で把握している以外にも、他にも援農者の方はおられると思いますので、実態はもう少しあるかなと思っております。

また、多くの方は通いで行ける範囲の援農者でございますが、遠方からの宿泊を伴う援農者につきましては、約20人と把握しているところでございます。

以上でございます。

○議長（畑 武志君）

7番、岡本正意議員。

○7番（岡本正意君）

それでは、町の方のそういった問題についての方針的な文書として、比較的新しいものとして令和7年2月に町長名で京都府知事宛てに、移住者受け入れ活躍応援計画認定申出書というのを出されております。その中で、農繁期における援農者の受け入れというものを述べられていて、その上で具体的な政策として、施策の方針として、農繁期における季節労働者や一時的な雇用者向けの居住スペースとして、公共施設や空き家の活用を図りますというふうに書いておられます。一定、具体的なことを言っておられるわけですが、こういったことというのは、何か具体的にやろうとされていることはあるんですか。その辺、町長、いかがですか。

○議長（畑 武志君）

町長。

○町長（馬場正実君）

答弁させていただきます。

先ほど私が答弁しましたとおり、元々立ち上げの段階で和束町が関わったというよりも、雇用促進協議会が関わったというのは事実でございます。その段階で、空き家とか、それから公共施設を使ったという例はございます。これは体験交流センターをそういう形で一時的に使ったことがございます。ただ、団体生活になりまして、申しますと、個人のプライバシーがなかなか管理できないということで、この議場でも何回か議論になった経過があるのもご承知だと思います。

そういった中で、できる限り空き家でうまく活用しながら繋いでいきたいというように、空き家を紹介するとかいう形については、情報として流してあげるといようなことには対応していきたいと思います。

ただ、公共施設につきましては、どうしても個人のプライバシーがなかなか守り切れないということで、現段階で申し込まれた段階では、先に空き家等を使っていただきながら、最悪、最後のときには公共施設のものについて検討するという考え方の中におりますので、ただ、申請に関しましては、その点はやっぱり幅広く広げておかないと、今後の色々な補助とかの関係もございますので、その辺についてはそういうふうに明記しているというふうに考えておりますので、ご理解のほうをよろしく願います。

○議長（畑 武志君）

7 番、岡本正意議員。

○7 番（岡本正意君）

農家の方の中には、もちろん自分でちゃんと受け入れて、食事も含めて、色々な意味でお世話をされて対応されている農家の方も多いと思います。ただ一方で、やはり

農繁期というのは大変忙しいわけですから、なかなかきめ細かく対応できないということは十分あり得ると思います。そういう点で、町として何かあったらというよりも、一定、町としてはこういう受け入れ先がありますよという形でちゃんと整備しておく、いつでも使えるようにしておくというようなことが大変大事じゃないかなというふうに思います。

それと、先ほど何かあったら相談に乗ると言われましたけども、例えば、援農者の方にもし困ったことがあったらここに連絡してねというようなことをちゃんとお伝えしてるのか、また広報しているのかということもあると思うんですよね。ですから、やはりそこも含めて丁寧に対応が必要だと思います。

先ほど、以前、労働問題の関係も、農家にとってはそういう問題もあったということとは伺っておりますし、また、いろいろこの間も、地域で例えばそういう援農者の方が空き家等、農家の方の親戚とかの空いてるところを使って生活されるというときにいろいろトラブルがあったりとか、ごみ出しもそうですけども、あるということは前からあったというふうに思います。そういうことを取り締まるとかということではなくて、やっぱり基幹産業を支えるために、せっかく和束に働きに来ていただいているわけですから、そういった方が和束の中で一定困らないように生活できるということが町としてもサポートできることだというふうに思うんですよね。そういうことを何か言われるからやるとかではなくて、ここにぜひ連絡してくださいとか、こういうことをぜひ守って頑張ってくださいとかも含めて、町としてのそういう一定の仕組みを持って援農を支援するということが必要じゃないかというふうに思いますので、そこはぜひ具体的に考えてもらいたいと思いますが、その辺、町長いかがですか。

○議長（畑 武志君）

町長。

○町長（馬場正実君）

答弁させていただきます。

岡本議員の言われるとおりでございます。色々な意味で急に対応するのではなくて色々な形で色々なことをしていくというのが現実でございます。

去年ですと何件かありましたのは、浴場の問題、それから夜のパーティーの問題、それから一番酷かったのは雇用条件の問題もありました。そういう時には、意外とこちらからというか、向こうから相談に来てもらうことがあったりもするので、それを制度化するために総合計画にも書いているものでございますので、もう少し制度整備については努力していきたいと思いますので、ご理解のほうをよろしくお願いします。

○議長（畑 武志君）

7 番、岡本正意議員。

○7 番（岡本正意君）

そこはぜひよろしくお願いしたいというふうに思います。

それでは、最初の質問の物価高騰対策について伺いたいと思うんですけども、まず先ほど町長が冒頭の今日の挨拶というか、お話の中で言われたこの間の事態の中で、今まで積み上げてきたものが壊れていきかねないという、そういった状況があると言われましたけども、それは行政的な問題ということもありますけども、それこそやはり住民の方の暮らしであるとか、また営業であるとかいうところがやはり大変悲鳴を上げてるとというのが今現在の状況だというふうに思っております。

町長にちょっと確認したいんですけども、私はこの5月の連休明けに町長宛てにこの問題での申し入れをさせていただきました。その中で、具体的なことはさておいても、まずその実態把握をね、町内でどういうことが起こっているかとか、どういう声があるかとか、そういうことも含めて、やはりそういうことをすべきじゃないかと。やはり各担当課を通じて、所管分野の実態調査や聞き取りも含めて、情報収集などをこの間やっていただくことが、国とか府に対して要望を上げていく上でも大変大事な取り組みだというふうに思っていたわけですけども、そういった実態把握、情報収集というのは具体的に何かされましたか。

○議長（畑 武志君）

町長。

○町長（馬場正実君）

答弁させていただきます。

具体的には、担当課のほうが実施する事務でございますので、具体的なところについては答弁しにくいんですけども、私のほうだけで言いますと、例えば重油等の価格、それから農資材の価格とか、そういうのは一応確認させていただきながら、今どういう状況であるのかというのは、随時色々なところからアンテナを張り、情報を取っての現状でございます。

そういった中で、冒頭の挨拶でも言いましたけども、今、和束町においては、お茶の景気がものすごく高止まりしているという状況もありながら、まだまだ実感が出にくいというのが、特に茶業部分については出ているのが現実でございます。この茶期が終わった段階ではかなりのダメージがあるというのは私も感じてますので、その点でもう一回、実態を把握したいというふうに思っておりますので、ご理解のほうをよろしくお願いします。

○議長（畑 武志君）

7 番、岡本正意議員。

○7 番（岡本正意君）

ぜひ、農家であるとか、また各事業所ですね、商工会のほうとも連携もいただきながら、何らかやはり実態調査を行って、課題把握に努めていただきたいというふうに、これはちょっと強く要望しておきたいと思いますが、本当に私が聞いている範囲だけでも、やはり物価高騰であるとか、またナフサ不足の影響の中でのなかなか物が入ってこないとか、目途がないとか、いろんな声も聞こえてきております。本当に何とかしてほしいという声が上がっている状況がありますので、そこはやはりぜひ受け止めて、対応のほうをお願いしたいというふうに思います。

何よりもやはり物価高騰がこの間ずっと止まっておりません。４月に２，７００品目、５月に４７８品目、６月に１，０７８品目、７月にはまた２，２００品目ほど上がる予定というふうに言われておりますし、それ以降もかなりの食料品中心に上がっていくということが想定されておりますけども、住民の方からは、とにかく何でも支援してほしいというのが本音というか、状況があります。

先ほど町長は、国のほうの今回の、こう言ったら何ですけども、本当にもうちょっと何とかならないのかなというぐらいの交付金の配分ですけども、それを上乗せして２万円分の地域ポイントを６月補正でというふうに言っておられますけども、その範囲だけで終わらせてはならないんじゃないかというふうに思うんですよね。やはり国の交付金も含めて、財調のほうも色々あるとは思いますが、それでもやはり１０億円近くあるわけですから、将来の備えという面もありますけども、今これだけ大変なことになってるわけですから、そこをやはりしっかり活用もして、的確な支援に回していただきたいと。交付金だけにとどまらずに、町の財源を使ってこの補正予算にもう少し対応いただきたいと思うんですけども、そういうお考えはありますか。

○議長（畑 武志君）

町長。

○町長（馬場正実君）

答弁させていただきます。

ちょっと自慢話になってしまいますけども、誠に申し訳ございません。地域ポイントを始めた結果、前回、前々回と見ますと、９７％程度の地域ポイントが使われているという状況がございます。こういった中で、町内でお金が回るような仕組みというのは大体何とかなってきたかなと。最近で言いますと、３月いっぱいの地域ポイントに関しましては、５月の連休明けに私のところに電話がありまして、ポイントは空っぽになったから次入れてくれというような冗談のようなことを言われた方もおられたりします。これで仕組みが一つできたかなと思ってます。

ただ、そこに町の財源をもう少しということですが、町としましては何とかしていきたいのは山々でございますが、一番近々に迫っているような町のインフラ等の整備と、それから先ほど山本議員もご質問がありましたけども、高山議員もですけども、町道整備等々インフラ、本当に和束町の中のインフラ整備等に係るお金等も計算しながら、できる限り何とかしていきたいというのは私も思っております。その点については、余裕とは言いませんけども、どこかで隙間ができたときには、そのお金を充てていきたいというふうに考えておりますので、その点についてはご理解のほうをよろしくお願いします。

○議長（畑 武志君）

7 番、岡本正意議員。

○7 番（岡本正意君）

もちろん地域ポイントも、これだけやはり物価が高い中ですから、少しでも自由に使えるものが欲しいというのは一方で聞いております。

ただ、一方で色々な意見もあるわけですよね。地域で回るといっても、やはり使う場所というのはそんなに広くないと思っているんですね。やはり一定どこで使うというのは決まってくる状況がありますし、それが全ての本当に地域経済を回す上で役に立ってるかということはいくぶんもう少しやはり検討というかね、研究いただきたいというふうに思うんですけども、やはり今、町としてとにかく今こそやっていただきたいのが水道料金の減免なんです。

この間、国がさらに電気、ガスへの補助を決めました。あと京都府がＬＰガスの補助をさらに行うということが言われたそうですけども、水光熱という生活をする上での基本的な固定費ですよね。そこを一定支えるというのがこの間の国の施策であるところだと思っております。ただ水道というのは国が所管してないから、各自治体が所管していると。だから自治体しかできない、そこら辺のインフラのライフラインの補助だと思っております。

この間、政府が交付金を使って水道料金の減免を行った場合も、これまでやってきた財政的なペナルティというものはもうしないというふうに去年の１２月に通知したと。水道の減免は自治体しかできないわけですから、水光熱という固定費について安心してやってほしい。水についてはやはり自治体やってほしいというメッセージだというふうに私は思っているんですよね。ですからそこをちゃんと使っていくということが、やはり夏を前にこそ必要だと思うんです。

この間、私、総務省のほうの公営企業課というのがあるんですけど、そこに直接聞いて、例えば交付金じゃなくても一般財源でも物価高騰対策ということで一時的に減免するということに使った場合でも、そういうペナルティはされないということでしょうかと聞いたんですけども、残念ながら違うかったです。やはりそれはちょっと難しいですと。だから結局、この交付金が唯一今ね、ペナルティなしで減免に使える財源なんですよ。

ですから、今、ずっと言ってますけど、グリーンライナーを走らせるなどとは言いませんけども、その走らせる財源に交付金を使ってますよね。そうじゃなくて、それは一般財源でもいけるじゃないですか。水道料金の軽減にそれを回していくと。プラス今回三百数十万円の配分がありましたけども、それも地域ポイントに上積みするということじゃなくて、そこにちゃんと充てていくということも含めて、直接的に支援すると。どの方も必ず支援になりますよね。ポイントというのは基本的に使わないと支援にならないんですけど、そういう意味で、今６月補正の中でいろいろと予定をされていると思いますけども、水道料金の減免に今こそやっぱり実施してほしいと。そのために財源をちゃんと対応してほしいというふうに思うんですけども、そのお考えはないですか。

○議長（畑 武志君）

町長。

○町長（馬場正実君）

答弁させていただきます。

基本的に水道料金という名目で和東町が交付金を使ってないのは事実でございます。
岡本議員のご意見については真摯に受け止めたいと思います。

ただ、和東町の中でいいますと、水道料金プラス燃料費、特に車のガソリン代というのが大きくシェアしてます。その部分も含めると、私のほうから水道料金に限定して使えというようなお金ではなくて、水道料金も含めた中で、生活全てに対して何とか対応したいという考え方の中で地域でポイントを使っているわけでございますので、この点については、通常料金と明確に出していないことで岡本議員の意見は受け取りさせていただきますけども、なかなかその点については考え方の相違というか、並行線にあるのかなと私は思っておりますので、この点については、自由に使えるお金の中で水道料金を払っていただかなければならないけれども、その分、違うところで余裕があるお金に何とかならないかということで今回の制度を活用させていただいておりますので、この点についてはご理解のほうをよろしくお願いします。

○議長（畑 武志君）

7 番、岡本正意議員。

○7 番（岡本正意君）

そこは考えに相違はないと思っているんですよ。今までも別に否定はされてこなかったわけですから、それをやること自身は今も別に否定はされてないと思うんですよ。ただ、財源として国からの意図というものもあるし、水光熱というね、他にこれだけポイントを渡すから、それで節約したらいいじゃないかというふうに思われるかもしれませんが、そこまで住民の方の暮らしというのは追い込まれている面があるわけですよ。確実にちゃんと軽減になるというのがやっぱり水道だと思うんですよ。必ずみんな使われますから。ですので、猛暑も言われている中で、この夏にどうしても使わなくちゃいけない水ですから、そこをターゲットにして、是非そこはしていただきたいということはね、本当にここで町長も思考停止せずに、そこは検討して

いただきたいと思いますので、そこは強く言っておきたいというふうに思います。是非よろしくお願ひしたいと申します。

次に、ごみ処理の関係ですけれども、一つ確認しておきたいんですけどね、具体的に決まっていることはないが、府や近隣自治体と協議を進めているというふうに報道されて、先ほどそういう話もされたと思うんですけども、もしそうであるならばちゃんと報告いただきたいと思いますよね。やはりどのような場で、どのような内容で協議を進めているのかというのが全く見えないわけですから、必要な資料や協議内容等も今後、議会や住民に対してもしっかりと情報も出していただけて、今どこまで物が進んでいるんだということを明らかにしていただきたいなというふうに思うんですけども、その辺はいかがですか。

○議長（畑 武志君）

町長。

○町長（馬場正実君）

答弁させていただきます。

まさにそのとおりでございます。私も議会軽視して決めていくつもりはございませんし、議会にきちっと報告させていただきたいと思っております。

ただ、先ほども言いましたように、ごみ行政に関しましては、ほぼ広域化が進んでいる中で、単独でごみ行政を今やっているのは府内でも京都市ぐらいとなっています。それ以外についてはほぼ一部事務組合等の形になってます。これについては、構成する全ての団体との調整もございます。また、そういう所も含めながら、もう一つは、これは推測というよりも実績データですけれども、ごみの分別化が進んだことによりまして、色々なごみはかなり減ってきているというのが事実でございます。その中で、余裕のある施設等々にお願いをしながら、どういう形でごみを処理していただくのかということをお話している最中でございますので、これについては必ず議会でどういう形になったのか、どういう形でいくのかということについてはご報告させて

いただきますので、いましばらく事務レベルの調整の中の段階でございますので、ご理解のほどよろしくお願いします。

○議長（畑 武志君）

7 番、岡本正意議員。

○7 番（岡本正意君）

これは一部の写真ですけども、今クリーンセンターの方もこういう形で1,300万円をかけて敷いていただいたシートですけど、風で吹き飛ぶというような状況がこの間ありまして、また連合の職員の方で手作業で修復するというようなことを言っておられましたけども、そんなことは可能なのかという思いもありましたが、いずれにしても本当にクリーンセンターの状態も悪いですし、やはり今後のごみの受け入れ先をどうするのかということを、今もう少し待っていただきたいという話もありましたけども、一つの目途として、令和11年3月までに今の連合と三重中央開発との契約2期目が終了するというふうに聞いております。その後の契約はどうなのかっていう面もあるんですけども、一定そこまでのところで目途として示していただけるということはどのようにお考えでしょうか。

○議長（畑 武志君）

町長。

○町長（馬場正実君）

答弁させていただきます。

私の任期は来年の8月でございます。それまでには一定の目途を出したいというつもりで私は今動いている最中でございます。ですので、今言われてるように、令和11年3月というのは、間違いなくそこまで何とかしなければならないということは私も重々存じてますし、それに向けて今、京都府ないし関係機関との調整に入っている最中でございますので、担当が色々なデータを提出しながら、和束町のごみをどうするのかということで今調整に入っておりますので、その点については、申し訳ござい

ませんが、いましばらくお時間をいただきたいということで答弁とさせていただきます。

○議長（畑 武志君）

7 番、岡本正意議員。

○7 番（岡本正意君）

そのときまでに一度どこかでこの間の協議の中身とかも含めて、議会また住民に対しても一定出していただきたいなと思いますので、そこは併せてよろしく願いしたいと思います。

それでは、残りの時間で公共施設の関係のことですけども、健康福祉交流センターの施設利用料の減免制度の整備ということですけど、先ほど課長の答弁では、結局は「c h a n o v a」については、そういう受益者負担だから減免制度は設けてないんだという言い方されましたよね。だったら、町のホームページから取れる使用料減免申請書ってありますよ。これは一体何なのかと。減免する気がないのに、なぜ減免申請書があるのかということにもなるというふうに思うんですけども、町長ね、やはり今、住民の方が減免制度を整備して、もっと住民の方が利用しやすい施設についてのは先ほども出てましたけども、大変切実なわけですよ。例えば社会福祉協議会のボランティア連絡協議会というところがありますけど、そこの総会が5月にありまして、私もたまたまそこの総会のメンバーに入ってますので、参加させていただいたんですけども、今度はボランティア連絡協議会として、そういった減免制度を求める要望書を出すということをそこの会議の決定となったんです。ですから、そういった方たちが、何とかそういう施設として運営してほしいというふうに要望されてるわけですね。それはなぜかという、それだけボランティア団体だったらボランティア団体の活動する上で支障になっているからです。その辺、町長はどのように受け止めておられますか。

○議長（畑 武志君）

町長。

○町長（馬場正実君）

答弁させていただきます。

今の言われることについては、私も分るとか分からないのではなくて、制度的に減免ができるという制度は持っております。これについては、今、岡本議員が示された減免申請書がそこにございますので、そのとおりでございます。

ただ、先ほど山本議員の中でも質問がありましたように、遊休施設となりつつある施設があったりもします。ただ、活動の方向性の中で、私としては先ほど山本議員の一般質問に答えましたように、不要な施設はないという考え方の中で、いろんな施設をうまく活用していただきながら、「c h a n o v a」も活用していきたいというように考えておりますので、その点についてはご理解願いたい。

先ほど高山議員の空調の話もございましたけども、それなりの経費がやはり「c h a n o v a」についてはかかってきているということがありますので、その点、応分の負担をお願いしているということと、もう一つは、町内にはいろんな施設があって、減免を使っている施設もたくさんございますので、この辺りもご相談の上で、しっかりと活用できるような形を作りたいと私も思っておりますので、その点については、まだ私、要望書は見てないんですけども、そういう要望書が上がったときには団体ともそういう話をさせてもらいたいと思っておりますので、ご理解のほうをよろしくお願いいたします。

○議長（畑 武志君）

7 番、岡本正意議員。

○7 番（岡本正意君）

先ほど課長の答弁の中で、山本議員のどういう利用状況にあるのかというときに、一番使っているのが役場の事業ですと言われましたよね。先ほどちょっと確認したら、役場とか、そういうところの事業の割合が84%ですよね。民間団体はサークルとか

個人とか、そういった方は16%に過ぎない。これは何のための施設かという役場のための施設になっていると。役場の職員が会議を開いて、各課で相談すると利用料を払っていますでしょう。でも、それは別に役場の職員が払ってるわけじゃなくて町が払ってるわけでしょう。それを全部辿り着くというと全部住民の税金じゃないですか。住民の税金を使って役場の方が新しい施設を8割方使っているというのが「chanova」の実態だということに思うんですよね。

町長はいわゆる住民の方にもっと利用していただきたいといつも言っておられますよね。だったら、ちゃんとした減免制度を作って、こういう場合はどういう減免になりますという制度をつくってくださいというのが私の要望なんです。私の要望というよりも皆さんの要望なんです。だから、何も料金設定を触ってくれと言ってるじゃないんですよ。

南山城村の保健センターの設置及び管理に関する条例施行規則の中で、使用料の減免というのがあります。身体障害者福祉法に定める身体障害者が使用するとき、南山城村また村内の社会福祉団体が使用するときというのが減免の対象になっていますね。あと、やまなみホールについても、南山城村、相楽東部広域連合教育委員会、村内の社会福祉団体または文化団体が使用するときとかいうふうに書いて、その上で、どういう場合に減免率は100%、50%ですよと全部書いてあるんですよ。

あと、これは前にも委員会でも紹介しましたがけれども、精華町の町立体育館、コミュニティセンターの管理運営規則というのがありますけども、ここも使用料の減免等ということで、精華町社会福祉協議会に登録されたボランティア団体が本来の活動で使用する場合、全額免除とかね、どういう場合にどういう減免ができるかということを書いてあります。

こういうことを「chanova」の施設利用のために整備するということは、住民の方が使う施設なんですから当たり前の方じゃないですか。こういうちゃんとした減免制度は持ってると言われるんだったら、ほかの町でもやってる、ちょっと資料を

見れば分かる、そういうような具体的な減免制度としてちゃんと整備してくださいということだけを言ってるんですよ。何も難しいことじゃない。それを整理してやってくださいということをこの前の３月の予算でも言いましたよね。年度初めからちゃんと運用できるように直ちに検討してくださいと言ったはずですよ。なぜ和束町でこれができないんですか。できないはずないと思うんですよ。住民の皆さんに気軽に利用してほしいと言うんだったら、こういった制度をちゃんと整備するのは当然のことです。当然のことをやってくださいと言ってるだけですけれどもいかがですか。

○議長（畑 武志君）

町長。

○町長（馬場正実君）

答弁させていただきます。

今の件につきましては担当課のほうに指示をした上で、そういう制度についてはしっかりともう一度見直す形で対応したいと思います。

ただ、私が言っております、先ほどの課長の答弁で、役場のほうが使用しているというのは一部の部分であって、それについては、基本的には社会福祉協議会等の事業等々で行っている事業が入っている部分も含まれていると思いますので、その点については、８割の中の部分に入ってくるというふうに私は判断してますので、その点についてはよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（畑 武志君）

７番、岡本正意議員。

○７番（岡本正意君）

減免制度を検討させているということによろしいですか。

○議長（畑 武志君）

町長。

○町長（馬場正実君）

答弁させていただきます。

基本的に、今の言われている制度については、必要なものについては検討しながら作っていくというのは大事なことでございますので、その点については私どもは理解しているつもりでございます。

○議長（畑 武志君）

7 番、岡本正意議員。

○7 番（岡本正意君）

そうであつたら、先ほどの課長のような答弁というのもそういうことをもう全否定してるじゃないですか。受益者負担でいくんだと。だから減免制度は設けてないんだとまで言われたんですよ。全然その答弁は整合性ないじゃないですか。町長が今言われた、ちゃんと減免制度を検討して作っていく方向だということが町の方針だということで、もう一回よろしいですね。

○議長（畑 武志君）

町長。

○町長（馬場正実君）

答弁させていただきます。

今のお話につきましては、若干話の行き違いもあるのかも分かりませんが、課長が答弁していますのは、団体が使用する場合の減免制度でないということでございます。減免制度自身はもともとの条例にも書いておりますので、減免制度は、当然、当初からあるということでもあります。それを詳細な形で文書化していくことについては、うちの事務でございますので、それはしていくという考えでよろしく願います。

○議長（畑 武志君）

7 番、岡本正意議員。

○7 番（岡本正意君）

もう1年以上たってるわけですからね、こういったものは開館するときには普通ちゃんと整備しておくもんですよね。ですから、南山城村とか精華町の例を挙げたわけですから、最低でもこういうレベルでの減免制度をつくっていただきたいというふうに思います。そこは必ずやっていただきたいと思いますので、お願いしたいと思います。

それとですね、体験交流センターの関係ですけども、先ほど課長の答弁では、特に触るところはないんだというような言い方だったと思うんですけど、本当にそうかということなんですよね。

例えば、浴室の関係というのはこれなんですけど、浴室は一定綺麗なんですよ。だけど、その前のロッカーというか着替えるところですね。そこが物置きになっているんですよ。こんなことでは使えないですよね。使えるんだったらちゃんと使えるようにしていただきたい。こういう感じですね。なのでちゃんとしていただきたい。

それで厨房も使えると言われますけど、本当にこれはどうなんですかという感じですよ。いつ使いましたかという感じですよ。実際使えますかというこういう感じですから、使えると言うんだったら、もうちょっとちゃんと整理していただきたいというふうに思いませんか。

あと、畳もまだまだ大丈夫ですと言われたけど、本当ですか。実際、今まで1回でも何か入れ替えをされましたか。本当に見られたのかどうか知りませんが、物すごくしみが入って、凄いことになってますよ。

あと、この机ね、しっかりして、本当にめちゃくちゃ重たいんですよ。課長は持てるかもしれないけど、はっきり言って高齢者の人は絶対に持ってません。こういうふうにこういう重たい、しっかりしたものが立てかけてあると大変危ないですよ。そういうことも含めて、今、他の自治体のこういう類似施設の机とか見たら物すごく軽いです。仕舞い方も大変分かりやすい状況もありますので、ぜひ入れ替えていただきたいというふうに思うんですよ。

襖も大体汚いですよ。だから、もう一回ちゃんと見ていただいて、みんなやっぱ

気持ちよく使えるように、そろそろ変えどきじゃないかなというふうに思います。

浴場にしても物置き状態を解消することはできると思いますし、厨房にしても、あれでは日常的には使えないですね。ですから、いつでも貸していけるような、使えるような状態にしていっていただきたいということを言っているんです。

2階の和室もそろそろリニューアルというか、入れ替えして、綺麗な形で使えるようにする。高齢者の方も安心して机とかを出せるようにしていくということはしていただきたいなというふうに思いますので、それはもう一度点検していただいた上でやっていただけますか。どうですか。

○議長（畑 武志君）

まちづくり応援課長。

○まちづくり応援課長（中尾政弘君）

岡本議員のご質問にお答えさせていただきます。

私どもは現地へ行きまして、シャワーはつくかどうか、お湯は出るかどうか、コンロのほうも火が出るかどうか、必要最低限使える状態であるということは確認させてもらっております。その上で避難所として使うときとか、そういうときを含めて活用できるように考えてはいきたいと思っております。

また、机等備品につきましても、利用者のご意見を聞きながら検討していきたいというふうに考えております。

畳等も現地を確認させてもらっております。ささくれ立って擦り切れて使用に堪えないという状態ではなく、座布団とか敷いて使える状態と、使うことも可能かという状態は確認しております。そちらの方も、利用者等の声を聞かせていただいた上で、また検討させていただきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（畑 武志君）

7番、岡本正意議員。

○7番（岡本正意君）

もう一度ちゃんと見ていただいて、有効利用できるようにしていただきたいなというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（畑 武志君）

以上で、岡本正意議員の質問を終わります。

以上で、一般質問を終わります。

会議の途中ですが、ただいまから３時４５分まで休憩いたします。

休憩（午後３時３５分～午後３時４５分）

○議長（畑 武志君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第６、承認第２号 専決処分の承認を求めることについて「令和７年度和束町一般会計補正予算（第７号専決）」、承認第３号 専決処分の承認を求めることについて「令和７年度和束町国民健康保険特別会計補正予算（第５号専決）」、承認第４号 専決処分の承認を求めることについて「令和７年度和束町介護保険特別会計補正予算（第５号専決）」、以上３件を一括議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場正実君）

それでは、承認第２号から第４号の提案理由を申し上げます。

承認第２号 令和７年度和束町一般会計補正予算（第７号専決）は、地方債の同意額及び国・府支出金の決定等に伴い、

承認第３号 令和７年度和束町国民健康保険特別会計補正予算（第５号専決）は、事業勘定において、保険給付費及び府支出金の決定等により、

承認第４号 令和７年度和束町介護保険特別会計補正予算（第５号専決）は、保険事業勘定において、介護給付費等に係る国庫支出金の決定等により、介

護サービス事業勘定において、勘定の廃止に伴う歳入歳出の整理及び残余金の処理のため、

それぞれ予算補正をする必要が生じましたが、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことから、専決処分させていただいた次第でございます。

ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（畑 武志君）

理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（原田敏明君）

それでは、承認第2号のご説明を申し上げます。

議案書のほうをお願いいたします。

承認第2号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和8年6月11日提出

和 束 町 長 馬 場 正 実

1枚おめくりください。

専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をする。

令和8年3月31日

和 束 町 長 馬 場 正 実

1. 専決事項 令和7年度和束町一般会計補正予算（第7号専決）

2. 専決理由 地方債の同意額及び国・府支出金の決定等に伴い、予算補正をする必要が生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定

により専決処分する。

令和7年度和束町一般会計補正予算（第7号専決）

令和7年度和束町一般会計補正予算（第7号専決）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,040万円を増額し、
歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ41億9,530万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入
歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 既定の地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和8年3月31日専決

和束町長 馬場正実

1枚おめくりいただきまして、第1表でございます。

まず、歳入でございます。

款、補正前の額、補正後、計の順に申し上げます。

単位は千円でございます。

2款地方譲与税、4,279万1,000円、△84万7,000円、4,194万4,
000円。

3款利子割交付金、26万4,000円、46万8,000円、73万2,000円。

4款配当割交付金、333万4,000円、76万7,000円、410万1,00
0円。

5款株式等譲渡所得割交付金、322万3,000円、281万9,000円、6
04万2,000円。

6款法人事業税交付金、466万6,000円、234万2,000円、700万8,
000円。

8 款ゴルフ場利用税交付金、1,045 万 1,000 円、31 万 5,000 円、1,065 万 6,000 円。

9 款環境性能割交付金、738 万 4,000 円、△153 万 8,000 円、584 万 6,000 円。

11 款地方交付税、21 億 1,051 万 6,000 円、5,976 万円、21 億 7,027 万 6,000 円。

13 款分担金及び負担金、6,207 万 8,000 円、△85 万 1,000 円、6,122 万 7,000 円。

14 款使用料及び手数料、3,132 万 8,000 円、△47 万 5,000 円、3,085 万 3,000 円。

15 款国庫支出金、4 億 3,222 万 3,000 円、161 万 6,000 円、4 億 3,383 万 9,000 円。

16 款府支出金、2 億 14 万 8,000 円、△1,236 万 6,000 円、1 億 8,778 万 2,000 円。

17 款財産収入、1,637 万 7,000 円、△4 万 3,000 円、1,633 万 4,000 円。

次のページをお願いいたします。

18 款寄附金、2,419 万 2,000 円、△29 万円、2,390 万 2,000 円。

19 款繰入金、1 億 5,119 万 9,000 円、750 万 6,000 円、1 億 5,870 万 5,000 円。

21 款諸収入、5,778 万 5,000 円、1,081 万 7,000 円、6,870 万 2,000 円。

22 款町債、4 億 7,240 万円、△2,960 万円、4 億 4,280 万円。

歳入合計でございますが、補正前の額 41 億 5,490 万円、補正額 4,040 万円、計でございますが、41 億 9,530 万円でございます。

次のページをお願いいたします。

歳出でございます。同様のご説明とさせていただきます。

1 款議会費、5,735万5,000円、△193万5,000円、5,542万円。

2 款総務費、8億7,209万円、2億124万2,000円、10億7,333万2,000円。

3 款民生費、9億6,158万2,000円、△4,840万9,000円、9億1,317万3,000円。

4 款衛生費、5億8,897万5,000円、△2,648万3,000円、5億6,249万2,000円。

5 款農林業費、9,604万1,000円、△323万1,000円、9,281万円。

6 款商工費、4,333万5,000円、△118万5,000円、4,215万円。

7 款土木費、3億8,739万6,000円、△4,124万円、3億4,615万6,000円。

8 款消防費、4億4,998万1,000円、△641万円、4億4,357万1,000円。

9 款教育費、2億4,589万3,000円、△1,569万8,000円、2億3,019万5,000円。

10 款災害復旧費、1,462万6,000円、△1,403万1,000円、59万5,000円。

11 款公債費、4億3,257万7,000円、△222万円、4億3,035万7,000円。

次のページをお願いいたします。

12 款諸支出金、49万円、0円、49万円。

歳出合計は、歳入合計と同額でございます。

次のページをお願いいたします。

第2表 地方債補正でございます。

1. 変更

単位は千円でございます。

起債の目的、相楽会館建替事業（過疎対策）でございます。補正前の額、限度額390万円、起債の方法：証書借入または証券発行、利率：年5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）、償還の方法：政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、または繰上償還もしくは低利に借換えすることができるということでございます。補正後でございます。限度額が330万円でございます。以下、起債の方法、利率、償還の方法は、補正前と同じでございますので、省略をさせていただき、起債の目的、補正前と補正後の限度額のみを申し上げますので、よろしくお願いいたします。

石寺橋整備事業（過疎対策）、4,300万円、4,840万円。

町道中溝学校線改良工事（過疎対策）、5,840万円、3,010万円。

緊急浚渫推進事業、1,000万円、950万円。

災害復旧事業、560万円、0円。

計でございますが、補正前の額1億2,090万円、補正後につきましては9,130万円となっております。

続きまして、予算に関する説明書、令和7年度和束町一般会計補正予算（第7号専決）、資料No.2に基づきましてご説明を続けさせていただきます。

1ページから4ページにつきましては議案書と重複いたしますので、ご説明を省略をさせていただきます。

5ページ、6ページをお願いいたします。

主なもののみのご説明とさせていただきます。

まず、歳入でございます。

1 枚おめくりいただきまして、1 1 款地方交付税、1 項地方交付税、1 目地方交付税、補正額 5,976 万円でございます。こちらにつきましては、普通交付税に 2,142 万 3,000 円、また特別交付税に 3,833 万 7,000 円となっております。

9 ページ、10 ページをお願いいたします。

1 5 款国庫支出金、2 項国庫負担金、次のページをお願いいたします。2 目民生費国庫補助金、補正額△177 万円。主なものでございますが、1 節社会福祉補助金△579 万 7,000 円ということでございます。物価高騰対応地方創生臨時交付金（不足額給付）分で△445 万 9,000 円を計上させていただいております。

17 ページ、18 ページをお願いいたします。

1 9 款繰入金、2 項基金繰入金、1 目財政調整基金繰入金、補正額 811 万 9,000 円となっているところでございます。

2 1 款諸収入、4 項雑入、1 目雑入、補正額 1,183 万 7,000 円。主なものでございますが、2 節雑入で、次のページをお願いいたします。デジタル基盤改革支援補助金で 1,388 万 6,000 円が主なものということでございます。

2 2 款町債、1 項町債、6 目土木債、補正額△2,340 万円。主なものでございますが、1 節道路橋りょう債で△2,290 万円、過疎対策事業債（石寺橋整備）で 540 万円、同じく事業債でございますが、町道中溝学校線改良事業で△2,830 万円を計上させていただいております。

次のページをお願いいたします。

続いて、歳出でございます。

2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、補正額△1,272 万 5,000 円でございます。主なものでございますが、事業で一般管理諸経費で△502 万 7,000 円となっているところでございます。

25、26 ページをお願いいたします。

同款、同項、2目企画費、補正額△1,491万1,000円。主なものでございますが、（事業）移住定住促進事業費で△862万円となっているところでございます。

29ページ、30ページをお願いいたします。

同款、同項、7目財産管理費、補正額2億4,393万2,000円。主なものでございますが、24節積立金の2億4,398万円、こちらにつきましては、財政調整基金積立金に2,000万円、減債基金積立金に2億2,398万円を計上させていただいております。

少しページが飛びますが、39ページ、40ページをお願いいたします。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、補正額△2,052万6,000円で、主な内容でございますけれども、次のページをお願いいたします。中ほどの（事業）自立支援医療給付事業費で△1,020万8,000円計上させていただいております。

同款、同項、3目老人福祉費、補正額△771万6,000円。次のページになりますが、（事業）介護保険事業勘定特別会計繰出金といたしまして△344万4,000円が主なものということでございます。

47ページ、48ページをお願いいたします。

同款、同項、15目価格高騰緊急支援給付事業、補正額△677万5,000円でございます。主なものでございますけれども、18節の負担金補助及び交付金で△672万円、（事業）物価高騰緊急支援給付事業に△400万円、また同じく、不足給付で△272万円が主なものということでございます。

同款、2項児童福祉費、次のページをお願いいたします。3目保育所費、補正額△603万7,000円でございます。主なものでございますが、保育所費諸経費で△502万7,000円を計上させていただいております。

次のページをお願いいたします。

7款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費、補正額△1,114万4,000円で、

主なものでございますけれども、1枚おめくりいただきまして、12節の委託料で△1,047万円でございます。このうち委託料の予防接種等委託料△965万円が主なものでございます。

少しページを飛ばさせていただきます。63ページ、64ページをお願いいたします。

7款土木費、2項道路橋りょう費、次のページをお願いいたします。3目道路新設改良費、補正額3,565万円、このうち（事業）橋梁長寿命化修繕事業で△303万3,000円、また同じく（事業）町道撰原下島線拡幅改良事業△403万円でございます。続いて、（事業）町道中溝学校線改良事業で△2,825万7,000円を計上させていただいております。

69ページ、70ページをお願いいたします。

9款教育費でございます。補正額△1,569万8,000円。こちらにつきましては、相楽東部広域連合負担金でございます。

私のほうからの説明は以上とさせていただきます。

75ページ以降につきましては給与費明細を添付させていただいておりますので、後ほどお目通しのほうをお願いいたします。

なお、承認3号以降につきましては、所管課長からご説明を申し上げます。

○議長（畑 武志君）

理事兼税住民課長。

○理事兼税住民課長兼診療所事務長（北 広光君）

それでは、私から、承認第3号の説明をさせていただきます。

議案書のほうをよろしくをお願いいたします。

承認第3号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同

条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和8年6月11日提出

和束町長 馬場正実

1枚おめくりください。

専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をする。

令和8年3月31日

和束町長 馬場正実

1. 専決事項 令和7年度和束町国民健康保険特別会計補正予算（第5号専決）
2. 専決理由 事業勘定において保険給付費並びに府支出金等の減額に伴い予算補正をする必要が生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

令和7年度和束町国民健康保険特別会計補正予算（第5号専決）

令和7年度和束町国民健康保険特別会計補正予算（第5号専決）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 事業勘定の既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ500万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億6,780万円とする。

- 2 事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年3月31日専決

和束町長 馬場正実

1枚おめくりいただきまして、第1表 歳入歳出予算補正でございます。

まず、歳入でございます。

款、補正前の額、補正額、計の順に説明させていただきます。

1 款国民健康保険税、8,614万8,000円、2,376万9,000円、1億9
91万7,000円。

2 款使用料及び手数料、10万円、△7万1,000円、2万9,000円。

4 款府支出金、3億3,284万3,000円、△2,581万4,000円、3億7
02万9,000円。

6 款繰入金、4,857万円、△282万8,000円、4,574万2,000円。

8 款諸収入、40万8,000円、△5万6,000円、35万2,000円。

歳入合計。補正前の額4億7,280万円、補正額△500万円、計4億6,780
万円。

おめくりいただきまして、歳出でございます。

こちらにつきましても歳入と同様の説明とさせていただきます。

1 款総務費、471万8,000円、△64万6,000円、407万2,000円。

2 款保険給付費、3億568万円、△280万5,000円、3億287万5,00
0円。

3 款国民健康保険事業費納付金、1億4,610万2,000円、0円、1億4,6
10万2,000円。

6 款保険事業費、939万4,000円、△54万9,000円、884万5,00
0円。

7 款基金積立金、130万6,000円、400万円、530万6,000円。

10 款予備費、500万円、△500万円、0円。

歳出合計は、歳入合計と同額でございます。

続きまして、予算に関する説明書、令和7年度和束町国民健康保険特別会計補正予
算（第5号専決）の事業勘定、資料No.3をお願いいたします。

1 ページから4 ページまでは議案書と重複しますので省略させていただきます、

5 ページ、6 ページのほうをお願いいたします。

まず、歳入でございます。

款、項、目、補正額、説明の順に、主なもののみ説明させていただきます。

1 款国民健康保険税、1 項国民健康保険税、1 目一般被保険者国民健康保険税、補正額 2,377 万 2,000 円、1 節医療給付費分現年課税分で 2,065 万 4,000 円、また 2 節後期高齢者支援金分現年課税分で 789 万 2,000 円計上しております。

4 款府支出金、2 項府補助金、1 目保険給付費等交付金、補正額△ 2,581 万 4,000 円、1 節普通交付金で△ 2,610 万 3,000 円を計上しております。

6 款繰入金、2 項一般会計繰入金、おめくりいただきまして、5 目財政安定化支援事業繰入金、補正額△ 238 万 1,000 円、1 節財政安定化支援事業繰入金で、これにつきましては低所得の方の軽減分を国が 2 分の 1、府が 4 分の 1、町が 4 分の 1 繰り入れするものでございます。

1 枚おめくりいただきまして、歳出でございます。こちらにつきましても歳入と同様の説明とさせていただきます。

2 款保険給付費、1 項療養諸費、1 目一般被保険者療養給付費、補正額△ 177 万 9,000 円、18 節負担金、補助及び交付金でございます。

2 枚おめくりいただきまして、13 ページ、14 ページをお願いいたします。

7 款基金積立金、1 項基金積立金、1 目財政調整基金積立金、補正額 400 万円、24 節積立金で財政調整基金の積立金でございます。

10 款予備費、1 項予備費、1 目予備費補正額△ 500 万円。これにつきましては皆減ということでございます。

次のページ以降につきましては給与明細を載せておりますので、後ほどお目通しくださいますようよろしくお願いいたします。

私からは以上でございます。

○議長（畑 武志君）

保健福祉課長。

保健福祉課長（但馬宗博君）

○議長（畑 武志君）

保健福祉課長。

保健福祉課長（但馬宗博君）

それでは、承認第4号をよろしく願います。

承認第4号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和8年6月11日提出

和東町長 馬場正実

次のページをお願いいたします。

専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をする。

令和8年3月31日

和東町長 馬場正実

1. 専決事項 令和7年度和東町介護保険特別会計補正予算（第5号専決）
2. 専決理由 令和7年度介護給付費等に係る国庫支出金等の確定に伴い予算補正をする必要が生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

右のページをお願いいたします。

令和7年度和東町介護保険特別会計補正予算（第5号専決）

令和 7 年度和東町介護保険特別会計補正予算（第 5 号専決）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 保険事業勘定の既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1, 1 2 0 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7 億 5, 6 8 0 万円とし、介護サービス事業勘定の既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 4 8 万円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 6 6 万円とする。
- 2 保険事業勘定及び介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 3 月 3 1 日 専決

和 東 町 長 馬 場 正 実

次のページをお願いいたします。

第 1 表 歳入歳出予算補正でございます。

まず、保険事業勘定でございます。

款、補正前の額、補正額、計の順にご説明いたします。

1 款保険料、補正前の額 1 億 3, 7 6 6 万 6, 0 0 0 円、補正額減額の 1 6 万 6, 0 0 0 円、計 1 億 3, 7 5 0 万円。

3 款国庫支出金、1 億 8, 5 0 1 万 7, 0 0 0 円、△ 4 1 8 万 9, 0 0 0 円、1 億 8, 0 8 2 万 8, 0 0 0 円。

6 款財産収入、1 9 万 3, 0 0 0 円、2, 0 0 0 円、1 9 万 5, 0 0 0 円。

7 款繰入金、1 億 1, 3 6 9 万 9, 0 0 0 円、△ 6 8 4 万 5, 0 0 0 円、1 億 6 8 5 万 4, 0 0 0 円。

8 款諸収入、6 3 万 5, 0 0 0 円、△ 2, 0 0 0 円、6 3 万 3, 0 0 0 円。

歳入合計、7 億 6, 8 0 0 万円、△ 1, 1 2 0 万円、7 億 5, 6 8 0 万円。

次のページをお願いいたします。

続きまして、歳出でございます。

1 款総務費、補正前の額 1,096 万 6,000 円、補正額△46 万 5,000 円、1,050 万 1,000 円。

2 款保険給付費、7 億 382 万 5,000 円、△1,256 万 3,000 円、6 億 9,126 万 2,000 円。

4 款地域支援事業費、3,834 万円、△107 万円、3,727 万円。

5 款基金積立金、19 万 3,000 円、400 万円、419 万 3,000 円。

6 款公債費、5 万円、△5 万円、0 円。

7 款諸支出金、1,422 万円、△64 万 8,000 円、1,357 万 2,000 円。

8 款予備費、40 万 6,000 円、△40 万 4,000 円、2,000 円。

歳出合計は、歳入と同額でございます。

続きまして、資料 No 4、予算に関する説明書、令和 7 年度和束町介護保険特別会計補正予算（第 5 号専決）（保険事業勘定）をよろしくお願いいたします。

1 ページから 4 ページの総括は議案書と重複しますので、説明を省略させていただきます。

5、6 ページをお願いいたします。

主なもののみの説明とさせていただきます。

まず、歳入でございます。

款、項、目、補正額の順にご説明させていただきます。

1 款保険料、1 項介護保険料、1 目第 1 号被保険者保険料、補正額は△16 万 6,000 円でございます。2 節現年度分の普通徴収保険料 20 万 3,000 円を減額しております。

3 款国庫支出金、2 項国庫補助金、1 目調整交付金、△418 万 9,000 円、1 節現年度分調整交付金を同額を減額しておるところでございます。

7 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目介護給付費繰入金、△ 2 1 1 万 2, 0 0 0 円、1 節介護給付金費繰入金、同額を減額させていただいております。

同款、同項、4 目その他一般会計費繰入金、△ 8 3 万 6, 0 0 0 円、1 節事務費繰入金を同額を減額させていただいております。

9、1 0 ページをお願いいたします。

続きまして、歳出でございます。歳入同様にご説明いたします。

1 款総務費、3 項介護認定審査会費、2 目認定審査会委託負担金、△ 1 2 万 9, 0 0 0 円、1 1 ページ、1 2 ページをお願いいたします。

2 款保険給付費、1 項介護サービス等諸費、1 目居宅介護サービス給付費、△ 1 9 8 万 4, 0 0 0 円、1 8 節負担金、補助及び交付金で同額を減額させていただいております。

同款、同項、3 目地域密着型介護サービス給付費、△ 1 9 5 万円、1 8 節で同額を減額させていただいております。

同款、同項、5 目施設介護サービス給付費、減額の 5 0 0 万円、1 8 節で同額を減額させていただいております。

同款、4 項高額介護サービス等諸費、1 目高額介護サービス費、△ 8 7 万円、1 8 節で同額を減額しております。

1 7 ページ、1 8 ページをお願いいたします。

5 款基金積立金、1 項基金積立金、1 目介護給付費準備基金積立金、4 0 0 万円、2 4 節積立金 4 0 0 万円を積立てをさせていただいております。

2 1 ページ以降は給与明細を添付しておりますので、後ほどお目通しくくださいますようよろしくお願い申し上げます。

議案書に戻っていただきまして、続きまして、サービス勘定の総括をご説明させていただきます。

サービス勘定の歳入でございます。

第1表 歳入歳出予算補正をお願いいたします。

款、補正前の額、補正額計の順にご説明申し上げます。

1 款 サービス収入、補正前の額 89 万 9,000 円、補正額 48 万 6,000 円、計 138 万 5,000 円。

2 款 繰入金、28 万円、△28 万円、0 円。

3 款 繰越金、1,000 円、27 万 3,000 円、27 万 4,000 円。

4 款 諸収入、0 円、1,000 円、1,000 円。

歳入合計、補正前の額 118 万円、補正額 48 万円、計 166 万円。

次のページをお願いします。

続きまして、歳出でございます。歳入同様の説明とさせていただきます。

1 款 総務費 55 万 6,000 円、91 万 2,000 円、146 万 8,000 円。

2 款 事業費、38 万 3,000 円、△22 万 8,000 円、15 万 5,000 円。

3 款 予備費、24 万 1,000 円、△20 万 4,000 円、3 万 7,000 円。

歳出合計は、歳入と同額でございます。

続きまして、資料 No. 4、令和 7 年度介護保険特別会計補正予算（第 5 号専決）（サービス勘定）をよろしくお願いいたします。

同様に、1 ページから 4 ページの総括は議案書と重複していますので、説明を省略させていただき、5、6 ページをお願いいたします。主なもののみの説明とさせていただきます。

まず、歳入でございます。

款、項、目、補正額の順に主なもののみ説明させていただきます。

1 款 サービス収入、1 項 予防給付費収入、1 目 居宅支援サービス計画費収入、補正額は 48 万 6,000 円でございます。

2 款 繰入金、1 項 一般会計繰入金、一目 一般会計繰入金、△28 万円。

3 款 繰越金、1 項 繰越金、1 目 繰越金、27 万 3,000 円。

7、8ページをお願いいたします。

続きまして、歳出でございます。歳入同様にご説明いたします。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、9 1 万 2, 0 0 0 円でございます、2 7 節繰出金で 1 0 2 万 6, 0 0 0 円を一般会計繰出金として計上させていただいております。

9 ページ以降は給与費明細を添付しております。後ほどお目通しいただきますようよろしくお願いいたします。

以上、介護保険特別会計（第 5 号専決）の説明とさせていただきます。

○議長（畑 武志君）

これから質疑を行います。

7 番、岡本正意議員。

○7 番（岡本正意君）

すみません、専決ではありますけども、幾つかだけ確認させていただきたいと思えます。

2 9 ページの一般会計の交通安全対策費に関わってですけども、先ほど山本議員の一般質問の中で、トンネル開通後のダンプカー等の交通量が増えたということが質問されておりました。それは私も大変共通の認識を持っているわけですけども、先ほど町長は、この間のダンプカーの交通については 2 種類あると言われました。宇治田原のほうの土砂の残土の運搬、それから新名神の関係の車両だというふうに特定されておりましたけども、それはどのようにして特定されているのか、それは特定できるだけの全ての車両にはゼッケンなどがついているのかどうか、その辺は確認されましたか。

○議長（畑 武志君）

町長。

○町長（馬場正実君）

答弁させていただきます。

代表的なものとしましてこの２種類があるということでございます。ほかにも鴻ノ池の最終場から木津を向いて走っている車も若干ありますので、代表的なものとしては、前にナンバーをつけて走っている車が２種類、これが確実に工事期間中走ることであるので、ご理解のほうをよろしくお願いします。

○議長（畑 武志君）

７番、岡本正意議員。

○７番（岡本正意君）

そういう車両もあるとは思いますが、私が見たところでは、全く何もついてない車両が朝からすごく走ってると思うんですね。大変早朝から列をなして、ゼッケンもつけてないようなダンプカーの列が入ってくるというようなことはよく見かけておりますし、大体一日中そういったことも見受けられるんですけども、やはり令和７年度中にトンネルが開通してからですね、夏ぐらいでしたけども、新聞報道でも大体１２．５倍とありましたが、ダンプカーだけに限らず、とにかくやはり１０倍以上の車両が増えてるわけですから、それだけでも大変交通上のリスクはすごく強まっているというふうに思うんですね。

町長に要望ですけども、先ほどダンプの暴走というか、ルール違反の走行が目立つということで話がありました。もしそういったことが特定できるものが町長がお持ちなのであれば、されているかもしれませんが、改めて、そういった大体公共事業ですよね。ですから、国なり、京都府なり、何なりが発注してやっているということもあると思います。令和７年度は木津川市のほうでそういった類いの工事があって府の土木事務所とか、淀川河川事務所とか、その辺りが管轄した工事があったわけですけども、そういう特定できるものについては指導をしていただくところがあると思います。そこにちゃんと連絡いただいて、そういう実態があるということを伝えていただいて、適切な指導をいただけるように対応いただけませんか、どうですか。

○議長（畑 武志君）

町長。

○町長（馬場正実君）

答弁させていただきます。

今、岡本議員が言われた部分に関しましては、うちのほうで指導させていただきましてというか、請負業者よりも発注者のほうににお願いをした経過はございます。これについては請負業者の方からの指導も入ったということで私は確認をしております。

あと、多いのは、トンネルを越えて出てくる長距離トラックも結構増えていますので、この部分についても同様なことがあろうと思います。

最近通られたかどうか分かりませんが、つい最近ですけども、2か所にスピードを落とすという黄色の看板をつけていただいたのは、令和8年度入ってから木津署の署長と話をさせていただいて、あの看板をつけていただいた経過もございます。

先ほど山本議員の一般質問でも答弁をしましたように、うちも継続的にいろんな形で京都府道路管理者、それと警察とは連携を取っていきたいと考えておりますので、この点については粘り強くうちのほうも指導していきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いします。

○議長（畑 武志君）

7番、岡本正意議員。

○7番（岡本正意君）

そこは繰り返しお願いしたいというふうに思います。

それとカーブミラーの関係で一つ要望の声があるのを伝えておきたいんですけども、体験交流センターから出てくるとき、それから和束小学校から下ってくるときに府道に合流しますけども、T字路になってますね。特にそこの左側の部分ですね、信楽方向のほうの見通しが悪いときがあると。それはなぜかという、店舗があって、そこは敷地内の中で買い物をされる方が来られたりとか、関連する車両が止められたりす

る中で、要は、道の見通しが悪くなっているという状況が私も経験はございます。

それ自身は営業上のこともありますので、仕方ない面もあるんですけども、ただ、やはりいろんな車両がそこを通るということもあって、確かに見えにくくて大変危ない思いをされた方もおられて、あそこにせめてカーブミラーをつけていただいて、両方に見通しがきくようにしていただきたいというような要望も伺っておりますので、その辺り町長のご認識と、あと、そういった対応いただけるかどうか、どうでしょうか。

○議長（畑 武志君）

町長。

○町長（馬場正実君）

答弁させていただきます。

今、天井を見ながら考えていたんですが、確かになかったかなというふうに思います。この点については、道路管理者である京都府山城南土木事務所道路管理課と整理をさせていただけるように早急に担当課のほうから連絡をさせますので、その分よろしくをお願いします。

○議長（畑 武志君）

7 番、岡本正意議員。

○7 番（岡本正意君）

そこはよろしくお願ひしたいと思います。

あと1点、老人福祉費の関係で老人福祉センターの管理費の関係が上がっていたと思うんですけども、先ほどこれも一般質問の中で有効活用をどうするのかみたいな話もあったんですけども、その中で、あそこは一応、今も指定避難所になっているという答弁だと思うんですね。老人福祉センターは避難者として指定してますというふうに答弁があったと思います。それはそれでいいんですけども、ただ、避難所で指定しているのであるならば、ああいう状態でいいのかということなんです。要は、あそこは元々「c h a n o v a」ができるまでの間に社協がそこで業務されてましたけど

も、雨漏りであるとか、また冷暖房の関係の空調にもいろいろ問題があったりとか、いろいろ施設の的に改良しなくてはいけない箇所は当時からあったと思います。今使わなくなって余計にそれが放置されてるという状況がある中で、より機能的に落ちていってると思うんですね。ですけども、避難所としては指定してるということであるならば、やはりいざというときにちゃんと使えるように、そういった最低限の避難所として使えるような機能については、やはり点検をして使えるようにしておく。また、避難所で使うときには避難された方が使えるような状況にしておくということは私は必要じゃないかというふうに思ったんですけども、その辺はいかがですか、町長。

○議長（畑 武志君）

町長。

○町長（馬場正実君）

答弁させていただきます。

私の方で細かい中身の今の状況というのは分かっておりませんので、あやふやな答弁になってしまって申し訳ないんですけども、基本的には避難所として指定しておりますので、点検等については担当課のほうにしっかりさせまして、今の状況をまた報告を受けた上で対応したいと思いますので、どうぞよろしくお願いします。

○議長（畑 武志君）

ほかにありませんか。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより採決いたします。

採決は1件ごとに行います。

承認第２号 専決処分の承認を求めることについて「令和７年度和束町一般会計補正予算（第７号専決）」は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、承認第２号 専決処分の承認を求めることについて「令和７年度和束町一般会計補正予算（第７号専決）」は、原案のとおり承認されました。

承認第３号 専決処分の承認を求めることについて「令和７年度和束町国民健康保険特別会計補正予算（第５号専決）」は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、承認第３号 専決処分の承認を求めることについて「令和７年度和束町国民健康保険特別会計補正予算（第５号専決）」は、原案のとおり承認されました。

承認第４号 専決処分の承認を求めることについて「令和７年度和束町介護保険特別会計補正予算（第５号専決）」は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、承認第４号 専決処分の承認を求めることについて「令和７年度和束町介護保険特別会計補正予算（第５号専決）」は、原案のとおり承認されました。

日程第７、承認第５号 専決処分の承認を求めることについて「令和８年度和束町国民健康保険特別会計補正予算（第１号専決）」を議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場正実君）

それでは、承認第５号の提案理由を申し上げます。

承認第５号 令和８年度和束町国民健康保険特別会計補正予算（第１号専決）は、
直診勘定において、医師派遣業務委託先の追加等により、

それぞれ予算補正をする必要が生じましたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことから、専決処分させていただいた次第でございます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（畑 武志君）

理事兼診療所事務長。

○理事兼税住民課長兼診療所事務長（北 広光君）

それでは、私から、承認第5号の説明を申し上げます。

議案書のほうをよろしくお願いいたします。

承認第5号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和8年6月11日提出

和束町長 馬場 正実

1枚おめくりください。

専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をする。

令和8年4月7日

和束町長 馬場正実

1. 専決事項 令和8年度和束町国民健康保険特別会計補正予算（第1号専決）

2. 専決理由 直営診療施設勘定において、整形外科診療体制の確保及び緊急時における迅速かつ適切な対応ができる体制整備のためのAEDの早期設置に伴い、予算補正をする必要が生じたが、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

令和 8 年度和束町国民健康保険特別会計予算（第 1 号専決）

令和 8 年度和束町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号専決）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 直営診療施設勘定の既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 5 5 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 2, 0 5 5 万円とする。

2 直営診療施設勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 4 月 7 日 専決

和束町長 馬場 正実

1 枚おめくりいただきまして、第 1 表 歳入歳出予算補正の歳入でございます。

款、補正前の額、補正額、計の順に説明させていただきます。

1 款診療収入、6, 5 6 2 万円、1 4 6 万円、6, 7 0 8 万円。

7 款繰入金、4, 4 0 4 万 2, 0 0 0 円、9 万円、4, 4 1 3 万 2, 0 0 0 円。

歳入合計、1 億 1, 9 0 0 万円、1 5 5 万円、1 億 2, 0 5 5 万円。

おめくりください。

歳出でございます。歳出も同様の説明とさせていただきます。

1 款総務費、8, 0 8 6 万 7, 0 0 0 円、1 5 5 万円、8, 2 4 1 万 7, 0 0 0 円。

歳出合計は、歳入合計と同額でございます。

続きまして、予算に関する説明書、令和 8 年度和束町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号専決）（直営診療施設勘定）の資料 N o . 5 をお願いいたします。

1 ページから 4 ページまでは総括でございます。議案書と重複しますので、省略させていただきます。

5 ページ、6 ページをお願いいたします。

款、項、目、補正額、説明の順に説明させていただきます。

1 款診療収入、2 項外来収入、1 目国民健康保険診療収入、補正額 4 6 万円。

同款、同項、7 目後期高齢者医療保険診療報酬収入、補正額 8 0 万円。これにつきましては、同額は現年度分でございます。

1 枚おめくりいただきまして、歳出でございます。こちらも同様の説明とさせていただきます。

1 款総務費、1 項施設管理費、1 目一般管理費、補正額 1 5 5 万円、1 2 節の委託料で 1 4 6 万円、このうち診療所の医師派遣委託業務で 1 4 6 万円、また 1 3 節の使用料及び賃借料で 9 万円、これにつきましては A E D のリース料で 9 万円を計上させていただいているところでございます。

私からは以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（畑 武志君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

6 番、井上武津男議員。

○6 番（井上武津男君）

A E D は何基使用されるんですか。

○議長（畑 武志君）

事務長。

○理事兼税住民課長兼診療所事務長（北 広光君）

お答えいたします。

診療所で使う A E D につきましては、1 基でございます。

○議長（畑 武志君）

ほかにありませんか。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論を終結いたします。

これより採決いたします。

承認第５号 専決処分の承認を求めることについて「令和８年度和東町国民健康保険特別会計補正予算（第１号専決）」は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、承認第５号 専決処分の承認を求めることについて「令和８年度和東町国民健康保険特別会計補正予算（第１号専決）」は、原案のとおり承認されました。

日程第８、承認第６号 専決処分の承認を求めることについて「和東町税条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

○議長（畑 武志君）

町長。

○町長（馬場正実君）

それでは、承認第６号 専決処分を求めることについての提案理由を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令、地方税法施行規則及び地方税法施行規則の一部を改正する等の省令の一部を改正する省令、地方税法施行規則の一部を改正する省令が令和８年３月３１日に公布、同年４月１日に施行されることに伴い、和東町税条例の一部を改正する必要が生じましたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第１７９条第１項の規定により専決処分したので、今回提案させていただいた次第です。

慎重審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（畑 武志君）

本日の会議は、議事進行上、会議時間を延長いたします。

理事兼税住民課長。

○理事兼税住民課長兼診療所事務長（北 広光君）

それでは私から、承認第6号の説明をさせていただきます。

議案書をよろしくお願いいたします。

承認第6号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和8年6月11日提出

和東町長 馬場 正実

1枚おめくりください。

専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をする。

令和8年3月31日

和東町長 馬場正実

1. 専決事項 和東町税条例の一部を改正する条例

2. 専決理由 地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正

する政令、地方税法施行規則及び地方税法施行規則の一部を改正する

等の省令の一部を改正する省令、地方税法施行規則の一部を改正する

省令が令和8年3月31日にそれぞれ公布されたことに伴い、和東町

税条例の一部を改正する必要性が生じたが、特に緊急を要するため、議

会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分

する。

右側のページに和束町税条例の一部を改正する条例を載せております。

4枚おめくりいただきまして、新旧対照表のほうを載せておりますので、後ほどお目通しいたきますようお願いいたします。

議長のお許しを得ておりますので、14枚おめくりいただいたところに概要を載せておりますので、それによって説明させていただきます。

和束町税条例の一部を改正する条例 概要

1. 改正理由

地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令、地方税法施行規則及び地方税法施行規則の一部を改正する等の省令の一部を改正する省令、地方税法施行規則の一部を改正する省令が令和8年3月31日に公布され、令和8年4月1日に施行されることに伴い、法及び政令等の改正にあわせて改正するものです。

2. 改正概要

I 軽自動車税

○軽自動車税環境性能割の廃止により、現行の「軽自動車税種別割」の名称を「軽自動車税」に変更、またそれに伴う所要の規定の整備

II 固定資産税

○新築住宅に係る減額措置について、床面積要件の下限を40㎡以上(現行：50㎡以上)に引き下げ【附則第10条の3】

○令和6年能登半島地震に係る特例措置の創設に伴い、その対象となる者の細目を定める規定の追加

III 個人住民税

○優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例の適用期限を3年間（令和11年度まで）延長

IV その他法律、政令改正により条項番号に変更やズレが生じたことに伴う整理

等

３．改正条例の施行日

令和８年４月１日（専決）

以上でございます。ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（畑 武志君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより採決いたします。

承認第６号 専決処分の承認を求めることについて「和東町税条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、承認第６号 専決処分の承認を求めることについて「和東町税条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり承認されました。

日程第９、承認第７号 専決処分の承認を求めることについて「和東町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

○議長（畑 武志君）

町長。

○町長（馬場正実君）

それでは、承認第7号 専決処分を求めることについての提案理由を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令、地方税法施行規則及び地方税法施行規則の一部を改正する等の省令の一部を改正する省令、地方税法施行規則の一部を改正する省令が令和8年3月31日に公布、同年4月1日に施行されることに伴い、和束町国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じましたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、今回提案させていただいた次第です。

慎重審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（畑 武志君）

理事兼税住民課長。

○理事兼税住民課長兼診療所事務長（北 広光君）

それでは、承認第7号の説明を申し上げます。

議案書のほうをよろしくお願いいたします。

承認第7号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和8年6月11日提出

和束町長 馬場 正実

1枚おめくりください。

専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をする。

令和8年3月31日

和束町長 馬場 正実

1. 専決事項 和束町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

2. 専決理由 地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令、地方税法施行規則及び地方税法施行規則の一部を改正する等の省令の一部を改正する省令、地方税法施行規則の一部を改正する省令が令和8年3月31日にそれぞれ公布されたことに伴い、和束町国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたが、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

右のページに和束町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を載せております。

1枚おめくりいただきまして、右側のページに新旧対照表を載せておりますので、後ほどお目通しいただきますようお願いいたします。

3枚めくっていただきまして、議長のお許しを得ておりますので、概要により説明させていただきます。

和束町国民健康保険税条例の一部を改正する条例 概要

1. 改正理由

地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令、地方税法施行規則及び地方税法施行規則の一部を改正する等の省令の一部を改正する省令、地方税法施行規則の一部を改正する省令が令和8年3月31日に公布され、令和8年4月1日に施行されることに伴い、政令等の改正にあわせて改正するものです。

2. 改正概要

第2条関係の課税額でございます。

○課税限度額の引上げ

基礎課税額が現行66万円のところ、改正後67万円に、後期高齢者支援等課税額、介護納付金課税額についてはそれぞれ据置きでございます。

また、このたび新設として子ども・子育て支援納付金が3万円ということでこの中に盛り込まれているところでございます。この金額につきましては、世帯の上限の金

額でございます。

第 23 条【国民健康保険税の減額】

○減額措置に係る軽減判定所得の算定方法の変更

・ 5 割減額の対象となる所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額が現行 30 万 5,000 円から改正後 31 万円に、また 2 割減額の対象となる所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額が現行 56 万円から改正後 57 万円に、また 18 歳未満被保険者に課する子ども・子育て支援納付金均等割額の減額、また当該被保険者均等割額に相当する額を減額する。

3. 改正条例の施行日

令和 8 年 4 月 1 日

以上でございます。ご審議の上、承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（畑 武志君）

これから質疑を行います。

7 番、岡本正意議員。

○7 番（岡本正意君）

幾つか確認させていただきますけども、今回の改正というのは、国の方の改正ではありますけども、国保税の限度額の引上げ、また子ども・子育て支援納付金の設置による新たな限度額の設定という意味でいいますと、基本的には増税だというふうには思うんですけども、まず 2 条関係の今回の引上げについて、どの程度のこれによる増収であるとか、また、これによってどの程度の方が対象になってくるのかとか、その辺の影響についてはどのようにお考えですか。

○議長（畑 武志君）

理事兼税住民課長。

○理事兼税住民課長兼診療所事務長（北 広光君）

岡本議員のご質問にお答えさせていただきます。

金額のほうはまだ今、算定中でございますが、影響の範囲でございますが、令和7年度限度額を納付いただいたご家庭につきましては、10世帯でございました。このたび、この増額により上限限度額をお支払いいただくのは令和8年度30世帯で、20世帯増えたということでございます。このうちの医療分、後期分、介護分、子ども分につきまして各々の人数のばらつきがございますが、総額で令和7年度109万円のところ令和8年度113万円で4万円増額、これの影響される世帯については、プラス20世帯ということでございます。

○議長（畑 武志君）

7番、岡本正意議員。

○7番（岡本正意君）

それと、23条関係の5割軽減、2割軽減の対象となる算定基準ですね、その辺の変更が今回行われているわけですが、これによる対象者の拡大とかいう意味での影響についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（畑 武志君）

理事兼税住民課長。

○理事兼税住民課長兼診療所事務長（北 広光君）

お答えいたします。

これについては大きくは対象が変わってるものではございません。ただ、今回のことで5割軽減につきましては算定額が5,000円上がるということで、これにつきましては、被保険者数がここに乘じられるものでございます。ですので、同じように、2割軽減につきましては1万円増額で、それに被保険者の数が増額されるものでございますので、一定数は増えるというものでございますが、まず国民健康保険の加入者の数が、令和7年度から令和8年度にかけておおよそ80人少なくなっているというところがございますので、総額につきましてはそれほど影響出た数字が出たものではないでございます。

○議長（畑 武志君）

7 番、岡本正意議員。

○7 番（岡本正意君）

限度額の引上げで、考え方としては、一定収入のある方から少しご負担いただくということや、また、あと、それにプラス軽減を受ける方の対象算定方法を少し上げて対象になりやすくするというか、そういったような効果というのはあるというふうには思いますけども、ただやはり国保というのは、全体として低所得とか年金、様々な失業者も含めて不安定な方が大変多いという状況がありますし、実際にその収入があっても、例えば四、五百万円の年間収入だったとしても、子どもさんの数等で影響しますけども、大体それぐらいの年収であったとしても、年間50万円以上ぐらい国保税を払っていただいているようなケースもございます。そういう点でいうと、かなり収入、また所得に関わる負担割合が大変大きい健康保険というふうに言えると思うんですね。

大体同じような年収の水準で、例えば協会けんぽとか、ほかの健康保険だと約半分ぐらいなると。だから国保は2倍ぐらい払っているというような大変不公平な状況があるのが国民健康保険でもあるというふうに思うんですね。その辺、町長のご認識として、国民健康保険というのは、やはり他の健康保険と比べても多大な負担をいただいているというようなご認識いうものがおありかどうかというのと、それからやはり今、全国知事会なども全国団体なども国民健康保険への国庫負担の増額、また均等割等の廃止など、改善を求めておられるというふうに思います。そういう意味で、町長としても同じ立場で国民健康保険の改善についてもそういうお考えでもって要望いただいているというふうに確認させてもらっても結構でしょうか。

○議長（畑 武志君）

町長。

○町長（馬場正実君）

答弁させていただきます。

私も専門的にこの国保をしっかりとやったわけではないので、ちょっと答弁に苦しむところですが、国民健康保険というのは元々皆保険ということで、国民全員が医療に関わったときに最終的な保険をとということでは私も思っております。

ただ、今、岡本議員がおっしゃるように、一番負担率が高いというのも私も以前から認識をしておりますので、その点について、できるだけ軽減されるような改善策等の要望・要求等の団体等へのご意見については述べさせていただきたいというふうに思っておりますので、ご理解のほうをよろしくお願いします。

○議長（畑 武志君）

7 番、岡本正意議員。

○7 番（岡本正意君）

そこはお認めいただけるというふうに思います。

最後に、やはりそういった意味でも、今回の改正そのものも、限度額の引上げ、また、これまでなかった子ども・子育て支援金の納付金という部分に関わるという意味でも負担を大きくしておりますし、他の健康保険と比べても、やはり大きな負担を現状でもいただいていると。構造的にやはり改正いただく必要があるということでありますので、そういったことを述べさせていただいて、今回、専決ではありますけども、この条例の改正案には賛成できないということを述べまして、質疑を終わらせていただきます。

○議長（畑 武志君）

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより採決いたします。

承認第7号 専決処分の承認を求めることについて「和束町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

起立多数です。

したがって、承認第7号 専決処分の承認を求めることについて「和束町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり承認されました。

日程第10、同意第1号 消防委員会の委員の委嘱についてを議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

○議長（畑 武志君）

町長。

○町長（馬場正実君）

それでは、同意第1号の提案理由を申し上げます。

和束町消防委員9名の任期満了に伴い、新たに和束町消防委員の委嘱をいたしたく、和束町消防委員会条例第4条の規定によりまして、議会の同意を求めたく提案させていただいた次第です。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（畑 武志君）

理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（原田敏明君）

それでは、同意第1号のご説明を申し上げます。

同意第1号

消防委員会委員の委嘱について

別紙の者を和束町消防委員会委員に委嘱したいから、和束町消防委員会条例第4条の規定により、議会の同意を求める。

令和8年6月11日提出

裏面が別紙でございます。

条例第４条第１号委員といたしまして、消防関係者でございます。

住所、氏名、年齢の順にご説明を申し上げます。

敬称は略させていただきます。

和東町大字下島、谷本昌隆、６６歳、和東町大字園、竹内秀年、５７歳、和東町大字湯船、大谷 毅、５６歳。

続きまして、条例第２号の知識経験者でございます。

和東町大字中、北 昇、７７歳、和東町大字湯船、桧谷正樹、６９歳、和東町大字白栖、西島 剛、７７歳、和東町大字原山、谷村正己、６３歳、和東町大字別所、岡田周一、６３歳、和東町大字別所、辻 由典、５７歳。

以上でございます。ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（畑 武志君）

お諮りいたします。

本案は人事案件につき、質疑討論を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

これより採決いたします。

同意第１号 消防委員会の委員の委嘱について、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、同意第１号 消防委員会委員の委嘱については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第１１、発委第１号 経済と暮らしの安定を求める意見書を議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

高山豊彦議員。

○４番（高山豊彦君）

それでは、発委第１号 経済と暮らしの安定を求める意見書について提案理由を申し上げます。

現在、我が国においては、従来からの物価高騰に加えて、中東情勢の影響による原油不足を原因とする様々な資材、物資が不足する中で、経済及び国民生活においては危機的な状況となっております。よって、国において、経済と暮らしの安定に向けた早急な取組を求め、別紙のとおり意見書を提出するものです。

それでは、別紙を読み上げまして提案に代えさせていただきます。

発委第１号

経済と暮らしの安定を求める意見書

上記議案を別紙のとおり、地方自治法第１０９条及び会議規則第１４条第３項の規定に基づき提出します。

令和８年６月１１日

提出者 和束町議会

産業常任委員会委員長 高山豊彦

和束町議会議長 畑 武志 様

裏面です。

経済と暮らしの安定を求める意見書

長期化する中東情勢による影響が経済と暮らしへの危機をますます深めています。従来からの物価高にさらに拍車がかかるとともに、ナフサの供給不足による様々な分野での資材、物資不足が発生する中で、急速に経済と暮らしの危機を広げています。

「物は足りている」との見方は現実と全くかけ離れており、生業の現場や暮らしの実態を直視し、危機打開への具体的で効果的な対策を早急に実施すべきです。従来からの電気・ガス、燃料代への補助に加え、暮らしに関わる全ての分野への支援が不可

欠です。

消費税減税の早期実施をはじめとした税制面で国民の現状に則した取組と、深刻な物価高騰で厳しさを増している低所得者・世帯への支援強化、奨学金金利負担の軽減等の支援が必要です。医療や福祉、農林業、商工業、交通など、生活に直結し公共性の高い分野に石油製品、物資を優先的に供給するとともに、事業者への融資拡充など経営支援を強化すべきです。

経済と暮らしを安定させるには、戦争の早期終結による中東情勢をはじめ世界経済の安定が何より重要であり、そのために政府が積極的な外交を行い、役割を果たすことを強く望むものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和8年6月11日

内閣総理大臣 高市 早苗 様

財 務 大 臣 片山さつき 様

厚生労働大臣 上野賢一郎 様

経済産業大臣 赤澤 亮正 様

農林水産大臣 鈴木 憲和 様

国土交通大臣 金子 恭之 様

京都府相楽郡和束町議会

よろしくお願いいたします。

○議長（畑 武志君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより採決いたします。

発委第1号 経済と暮らしの安定を求める意見書を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、発委第1号 経済と暮らしの安定を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

なお、次回の本会議は、来る6月23日午前9時30分より本議場で再開いたしますので、ご参集くださいますよう通知いたします。

本日はご苦労さまでした。

なお、この後、午後5時20分から議員全員協議会を開催いたしますので、議員の皆さんは委員会室にご参集願います。

午後5時15分散会

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

和束町議会議長 畑 武志

会議録署名議員 山本 達也

会議録署名議員 高山 豊彦